

## 令和元年度第1回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議 題	(1) 茅ヶ崎市屋内温水プールの指定管理者選定に係る募集要項について (2) 茅ヶ崎市立中海岸保育園の指定管理者選定に係る募集要項について (3) 茅ヶ崎市勤労市民会館の指定管理者選定に係る募集要項について
日 時	令和元年7月9日(火) 10時40分 開会 15時10分 閉会
場 所	市役所本庁舎6階 理事者控室
出席者氏名	(委員) 藏田幸三委員長、山本裕子副委員長、小山道昭委員 議題1:今井委員 議題2:佐野委員 議題3:手島委員 (事務局・行政改革推進室) 白鳥行政改革推進室長、関谷室長補佐、岡崎主査、大橋主任、 (議題1・スポーツ推進課) 仲手川スポーツ推進課長、伊藤担当主査、青木主任 (議題2・保育課) 三浦保育課長、山上課長補佐、安東主事 (議題3・雇用労働課) 飯田雇用労働課長、多田課長補佐、椎野副主査
資 料	・令和元年度第1回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会次第 ・茅ヶ崎市屋内温水プールの指定管理者選定に係る募集要項一式 ・茅ヶ崎市立中海岸保育園の指定管理者選定に係る募集要項一式 ・茅ヶ崎市勤労市民会館の指定管理者選定に係る募集要項一式 ・指定管理者制度導入に関する基本的考え方～指定管理者制度の円滑な対応を図るために～ ・指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針 ・施設管理者のための建物維持管理の手引き ・茅ヶ崎市環境マネジメントシステムハンドブック=別冊= ・茅ヶ崎市公共施設電力調達に関する基本方針
会議の公開・非公開	非公開
非公開の理由	行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため(茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号)

## 【開会】

### 【議題1：茅ヶ崎市屋内温水プールの指定管理者選定に係る募集要項について】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

皆様、こんにちは。本日は御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは定刻となりましたので令和元年度第1回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を始めさせていただきます。

はじめに、今年度に指定管理者制度を担当させていただき担当者を紹介させていただきます。

## 【事務局職員紹介】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

まずは、「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名及び臨時委員1名のうち現在4名出席で過半数となるため、本会議が成立していることを御報告します。牧瀬委員からは欠席の御連絡をいただいております。

次に委嘱式に入らせていただきます。指定管理者選定等委員会の委員につきましては、本日机上に配布させていただいております名簿とおおり4名となります。また、今回の議題であります茅ヶ崎市屋内温水プールの指定管理者の選定にあたり、臨時委員1名を置くこととしております。

委嘱状を交付させていただきますので自席にて委嘱状をお受け取りください。

## 【行政改革推進室長より今井委員へ委嘱状交付】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

それでは、本日より出席いただいております臨時委員の今井様より一言御挨拶お願いいたします。

## 【今井委員御挨拶】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

ありがとうございました。

また、事務局として、施設所管課のスポーツ推進課の職員が出席させていただいております。

### 【施設所管課職員紹介】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

事前にお送りさせていただきました資料等の確認をお願いいたします。

### 【配布資料確認】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

本議題の公開・非公開について、お諮りさせていただきます。今回の議題は、今後公募型プロポーザルにて指定管理者を募集する「茅ヶ崎市屋内温水プールの募集要項」に関する議論であり、市の内部情報にあたるため、非公開とさせていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

### 【異議なしの声】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

本日の委員会の流れでございますが、指定管理者の募集を行う施設や作成を行った募集要項の概要及び次期指定管理者に期待する点などについて、施設所管課より説明をさせていただきます。

その後、委員の皆様から募集要項についての提案もしくは御不明点等について御意見・御質問をいただければと思います。また、委員の皆様の中でも御議論いただきまして、修正事項の有無等についてまとめていただければと考えております。

それでは進行につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき、藏田委員長をお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。ただいま事務局から説明がありましたとおり、本会議は非公開で実施させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

最初に本日の委員会の議事録署名人を指名させていただきます。審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するということでございますので、小山委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(小山委員)

了解いたしました。

(蔵田委員長)

それでは、小山委員お願いいたします。

それでは次第に沿いまして、「茅ヶ崎市屋内温水プールの指定管理者応募に係る募集要項について」、施設所管課のスポーツ推進課から説明をお願いいたします。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

改めましてスポーツ推進課の仲手川と申します。

茅ヶ崎市屋内温水プールは、昭和 56 年 4 月 1 日に開館し、平成 21 年度に大規模な改修工事を経て、現在は指定管理者制度により管理運営を行っております。指定管理者制度は平成 18 年度に導入しており、今回は 5 期目となりますが、公募により指定管理者を募集したのは平成 28 年度からであり、公募での募集は今回で 2 回目となります。

本市は現在の茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画において、「スポーツを通して健康なまちがさき」を基本理念として、成人のスポーツ実施率を 50%以上にすることを目指すことを重点目標として取り組んできました。施策の方向性として、スポーツ施設の整備・充実も掲げており、体育施設の利用促進を図るため、誰もが利用しやすい施設となるよう改善を図りながら、施設の利用を促進しております。茅ヶ崎市屋内温水プールもその 1 施設であり、スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するために施設が有効活用されること、また安全を最優先としつつ、施設の特性から利用者ファーストとし、より快適に施設を利用してもらえよう、各事業者が有するノウハウを最大限活かす運営の提案を求め、より地域に根ざした公共施設を目指したいと考えております。

(事務局) (スポーツ推進課 伊藤担当主査)

続きまして伊藤より御説明申しあげます。

茅ヶ崎市屋内温水プールは、スポーツの振興を図り心身の健全な発達に寄与することを目的とした施設となっております。

施設の概要となりますが、茅ヶ崎市の西部萩園に所在しており、4,242,90 m<sup>2</sup>の敷地におきまして、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建の施設になります。施設内 1 階には水深 1.2m の 25m×6 コースの大プール、水深 60cm の幼児用小プール、採暖用のジャグジープール、採暖室があり、2 階にはトレーニング室と会議室がございます。

開館時間は午前 9 時から午後 8 時 45 分まで、使用時間は午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まででございます。ただし、会議室の使用は午前 10 時から午後 8 時までとなっております。

個人使用につきましては、大人は 410 円、65 歳以上は 300 円、小人が 100 円、トレーニ

ング室は 200 円で御利用いただけます。プールにおいてはプール全面を利用した専用使用も可能です。また個人使用の他にも、現在は指定管理者による水泳教室事業を展開しており、幼児から大人のクラスまで参加できるクラスを設け、指導しています。年に数回プールを利用したイベントも開催しており、指定管理者制度を導入することで単なる施設利用のみならず、民間のノウハウを活かした事業展開の結果、施設の有効活用が図られ、様々な形で施設利用ができるようになり、茅ヶ崎市及び市民のスポーツ振興の一助となる施設であると考えております。

利用者数は、平成 28、29、30 年度の平均となりますが、プールの個人利用者は、約 84,000 人、トレーニング室は約 25,000 人、団体での利用者約 19,000 人、年間を通じ 128,000 人の方に御利用いただいております。年々利用者数は増加傾向にあり、平成 30 年には過去最高の利用者数となっております。

維持管理面においては、屋内温水プールは湿気や塩素を含む施設であることから、他施設よりも劣化が早く、修繕の必要箇所も年々増えてきております。適切な時期に修繕を行いながら施設状態を適切に保ちつつ運営をしていく必要があります。

プールの運営となることから、茅ヶ崎市屋内温水プール条例、茅ヶ崎市屋内温水プール施行規則の他にも、文部科学省と国土交通省が示す「プールの安全標準指針」や神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則、また水質等の衛生水準については、厚生労働省が示す「遊泳用プールの衛生基準」や神奈川県海水浴場等に関する条例及び同施行規則を順守した運営及び維持管理をしていただく必要があるため、それらの基準等を順守することを別紙 1 の指定管理者管理運営の基準に明記し、当募集資料としてその内容を示した資料を添付しております。

施設の維持管理運営上の課題については、2 点ほど提案を求めることを検討しております。

1 点目は、屋内温水プールの敷地内には障害者駐車場を含む駐車場が 45 台ありますが、茅ヶ崎の市街地からも離れた場所に立地することから、車で来場される方も多く、課題として時間帯によっては駐車場が混雑することがあります。平成 29 年度より隣接する株式会社オーテックジャパンと株式会社日本アッセーの御協力により、社員用駐車場を臨時の屋内温水プール駐車場としてお借りすることができ、大半の時間帯で混雑を解消することができたのですが、一部の時間帯によっては駐車場が不足する時間帯等もございますことから、提案事項として駐車場の混雑緩和策を御提案いただく内容となっております。

2 点目としては、建物の構造上、屋根が高めに設定されプールサイドは開放的である一方、床暖房の効果が薄れてしまうことと、また、断熱材が入っておらず、冬はプールサイドが寒い傾向があります。更にプールの室内の窓が開閉式でないことから夏場は室内の温度が上昇する傾向があり、室温調整の工夫が必要となることから、提案事項として室温調

整の工夫を御提案いただく内容となっております。

指定予定期間は令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とし、指定管理者の申請をするにあたっては7月29日開催の説明会及び8月13日の現地説明会への参加を必須としています。多くの企業等の説明会への参加が見込まれることから、説明会は総合体育館会議室で、また現地見学会は利用者に御迷惑がかからないよう実施をする必要があることから、お盆の時期とはなりますが、施設の休館日となる8月13日に開催を予定しております。

説明は以上です。

(藏田委員長)

御説明ありがとうございました。

ここからの時間は、御説明がありました募集要項について、質問や意見交換をさせていただきます。その後、必要であれば、募集要項の修正をするというところまで御承認をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

まず、資料が多いですので、色々とわからないところもあろうかと思っておりますので、御質問でも御意見でも結構ですので、よろしく願いしたいと思います。

(今井委員)

臨時委員になったばかりですから、資料の隅々まで目が通せていないのですが、茅ヶ崎市における指定管理者の指定期間は、原則「5年間」となっていると思いますが、こちらのプールの指定予定期間が、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの「4年間」となっているのですが、残りの1年どうなっているのかなと思ひまして、その理由をお聞きしたいと思います。

(事務局) (行政改革推進室 関谷室長補佐)

委員から御指摘いただきました期間の「4年」、「5年」といったところですが、「5年」という指定期間を採用するというのが来年度の選定に係るもの以降とさせていただいております。というのも複数年にわたる予算の確保が必要というところで、債務負担行為というものを既に設定しております。指定期間を「4年」から「5年」にするという見直しは、昨年度に行ったことをごさひまして、今年度までに選定するものに関しましては、指定期間としては「4年間」とし、翌年度以降選定するものに関しては、原則「5年間」ということで整理をさせていただいております。

(今井委員)

わかりました。ありがとうございます。

(小山委員)

温水プールですので、多分車で行かれる方が多いのだらうと思うのですが、駐車場が全部で45台、プラスして平日は10台で55台が上限となっています。実際、時間当たりによりの位の利用者が平均的にいるものなのかということがおわかりになるのであれば、教えていただきたいと思います。なかなか公共交通機関を利用するところではないのだらうと思いますが、バスの温水プール発最終便は、たしか19時何分かで終わってしまうと思います。そうすると、20時半までいる利用客は、近隣の方か、あるいは自家用車で行かなければいけないということになるのかなという素朴な質問になりますが、お伺いしたいと思います。

(事務局) (スポーツ推進課 伊藤担当主査)

申しわけございません。本日、時間的な利用に関する資料は持ってきていないので、少し漠然としてしまいます。年間を通した形での利用実績になってしまうのですが、大体、年間を通しますと、プールというのが個人利用、トレーニング室の利用、専用利用という部分に人数がばらけてくるものになっていますが、今の指定管理者になりまして、平均3年間の実績で、プールの個人利用者というのが年間を通じて8万4,000人いらっしゃいます。トレーニング室につきましては2万5,000人いらっしゃいまして、専用につきましては大体1万9,000人になります。ですので、年間を通じて、12万8,000人の方に御利用いただいております。中でもトレーニング室が、毎月2,500人程度の利用者の数がございます。皆さんが皆さん、車で来るかというのはわからない部分がございますが、ほとんどの人が車や自転車でお越しいただいていると思います。漠然とした数字で申し訳ないのですが、全体の実数という形で御報告させていただきます。

(小山委員)

わかりました。今回、提案を求める事項の中に、駐車場の混雑緩和策というのをわざわざ入れているということは、少なくとも平日については、合計55台では足りないのではないかなという意識があるのかなとは思っているのですが、いかがですか。

(事務局) (スポーツ推進課 伊藤担当主査)

先ほど御説明させていただきましたが、近隣の事業者にお借りしている部分もありますが、企業様につきましても、平日、通常の事業をされていますので、そちらの駐車場をお借りしているという経緯がございます。今のところたまにですが、平日の午前中にどうしても駐車場45台が埋まってしまいます。それにつきましては、すぐ手前の道路に縦列で

待ちという形の車がございます。色々な策があると思うのです。指定管理者にそちらを御検討いただきたいと思っております。

(小山委員)

逆に、公共交通機関が終わった以後の夜の 20 時前後の利用というのはそれほど多くはないのですか。

(事務局) (スポーツ推進課 伊藤担当主査)

おっしゃるとおりでございまして、平日の夜は少し人数が減ってきます。

(小山委員)

そういう意味で駐車場を確保する云々という意識はないということに理解しているのですね。

(事務局) (スポーツ推進課 伊藤担当主査)

夜につきましては、平日の 21 時まで、プール北側の 10 台もございます。

(小山委員)

その範囲で問題ないということでしょうか。

(事務局) (スポーツ推進課 伊藤担当主査)

大丈夫だと思います。

(小山委員)

わかりました。ありがとうございます。

(藏田委員長)

関連して、この委員会に出されている資料以外にも、今の小山委員の御質問や室温のことも提案するというのであれば、当然それに関する、現状どうなっているのかということの情報がないと、説明を聞きに来た事業者からすると、何を提案するのか、できるのかということがわからないと思われま。その点は何か、駐車場の時間ごとのあふれている状況とか、室温の上下や時間など、そういうデータはおありなのでしょう。それだけ確認させていただければと思います。

今おっしゃった「平日にいっぱいになっています」では、「年間何日間いっぱいになっ



ているのですか。路駐がある、縦列で待っているというのは何台ぐらい待っているのですか」という質問が多分出てくると思うのですが、その点の把握はできているのでしょうか。

(事務局) (スポーツ推進課 伊藤担当主査)

こちらにつきましては、現状の指定管理者から月次で報告いただいている案件もございますので、資料としてはございます。募集要項というよりは、こちらにつきましては、29日に行う説明会や現地説明会におきまして、配布資料という形で提示させていただければと考えています。

(藏田委員長)

わかりました。審査委員の立場からすると、その問題がどの程度なのかというのが把握できないので、今回の募集要項の、特に提案を求める事項として挙げるものが適切かどうかというところの判断がしづらいと思っています。もう少し、例えば、これよりも利用者増であるとか、自立性、自主事業の収益を確保していくことというような提案事項が多分優先されるべきだと思います。特にこの室温調整と駐車場問題が深刻だということが、あまりよく理解できない部分も正直ございます。今、お手元にもう資料はないのでしょうか。実際、月次の報告というのはどれぐらいの精度になるのでしょうか。

(事務局) (スポーツ推進課 青木主任)

統計的なものは取っていないのですが、実態としてこの時間帯に車がロータリーに並んでしまうとか、そういった傾向はある程度つかんでおります。それを基に我々も課題は認識をしているというところです。

(藏田委員長)

ちなみに、何台ぐらいあふれるのですか。

(事務局) (スポーツ推進課 青木主任)

今ですと4～5台です。

(藏田委員長)

その台数によって対策は変わるような気がしますし、逆に言うと、評価すべき提案が変わるような気がします。

(山本副委員長)

今回の提案を求める事項なのですが、これは前回の選定の際と全く同じだと思います。ということは、今の指定管理者ではそういった課題に対応できなかったという意味で同じものを出しているのでしょうか。

(事務局) (スポーツ推進課 青木主任)

そういったことではありません。

(山本副委員長)

室温のことにしても、現在の指定管理者がそれなりに工夫をされてやっていたらいいと思います。でも、同じような形で書かれているということは、それができていなかったと受け取るべきなのではないでしょうか。あと、駐車場に対しても全く書き方としては同じだと思います。その点についていかがでしょうか。

(事務局) (スポーツ推進課 青木主任)

今の指定管理者もソフト面での対応をさせていただいているところがあります。室温調整で言いますと、建屋を直すなどのハード面での部分は、市として正直できていないところですので、根本的に課題というのは残ってしまうというのがございます。なので、また募集をし直したとしても、室温で寒くなるのを防ぐといった対策は引き続き必要ということで、もう一度書かせていただいています。全く対策をしていないということではなく、どの事業者になったとしても、こういった工夫は必要になってしまうという意味合いを持たせまして、今回の提案事項に入れているものでございます。

(藏田委員長)

提案を求める事項を考える時に、ある課題があって、それを示して提案をさせていただく。そうすると、その課題が解決をされて、このようなより良い状況になるのではないかといい想定があると思うのです。御説明いただいた室温調整について、ソフト的なものは対応されているけれども、ハード的なものを対応してもらいたいという趣旨でよろしいですか。

(事務局) (スポーツ推進課 青木主任)

もちろんハード面でも構いませんし、ソフト面でも対策ができるということでしたら、その面でも良いと考えております。

(藏田委員長)

そうであれば、そういう、ハード、ソフトを含めた提案を求めるのか、ソフトの提案を

求めるのか、ハードの提案を求めるのか、それを特定しないと、提案の書きようがないと思います。募集要項上の記載から、室温調整について、恐らく50万円以下のだと思いますが、ハードの対策まで求めるようなイメージで考えていらっしゃるのでしょうか。それで対応できるようなレベル感のものがあるのかというのは、正直、私はあまりイメージができなくて、具体的に駐車場の問題もどのような解決策を市当局としては求めているのでしょうか。その部分をお聞かせいただかないといけないと思います。

どんな提案でも良いのですが、それは費用とかにも直結する部分でもありますので、想定として、多分モニタリングの報告書の中に書いてあること、そこから浮き上がってきた問題に対して、今回は、現在の指定管理者に比べて新たな提案を求めるのであれば求める。山本委員がおっしゃったとおり、その問題が解決されていなければ、さらにもう一度それを求めるというのはわかるのですが、その部分はどのようなのでしょうか。現状、モニタリングの報告書に書いてあるとおり、駐車場についての案内予測、その他情報提供などをされているわけですね。当然、「これは何をされていたのですか」という質問が出ると思います。それ以上のものを求めるということなのか、担当課としてどのような解決のイメージを持っていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

駐車場に関しては、前回提案をいただいて、今、指定管理をしている事業者が2社に新たに駐車場の場所を借りたということで、一定の成果が出ております。その辺は、市民に周知されているという点で、こちらは継続してやっていただきたいと思うのですが、会社の名前がここなのかということも含めて、これよりもっと良い提案があるのかどうかといったことの提案を考えています。あとは、駐車場のハードな部分だけではなくて、例えば、自主事業とか、事業を組み立てたソフトでやりくりを工夫するということも考えられると思います。

また、室温に関しても、当然、施設の大規模な修繕等は市の仕事に関する業務ですのでそこまでは求めていなく、今、ソフトの面でやりくりをして、現状維持できているという点がございしますので、何もしないのではなくて、より効率性の中で、より民間のノウハウでより良いものがあれば、ソフトの中で提案をいただきたいということになります。継続的に現状と同じような提案であったとしても、一定のところまではクリアをしているのですが、それに満足することなくより良いものがあれば、それも提案していただきたいと考えています。

(山本副委員長)

駐車場を民間の事業者より借りているのは、それは市が交渉して借りたのではなくて、

今の指定管理者が、指定管理を受けるに当たって、駐車場対策のためにこうされたということでしょうか。それから、駐車場の混雑状況に関しても、それを表示するのというのも今の指定管理者が努力されたことのように感じるのですが、そのような認識でよろしいですか。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

民間事業者から借りている駐車場に関しては、市と指定管理者と民間事業者の三者協定という形になっています。

(山本副委員長)

駐車場として利用できるように工夫をして提案をしてきたのは今の指定管理者なのか、それとも、市が自分で交渉して見つけてきたのかどちらでしょうか。たしか指定管理者ではなかったかと思います。今の指定管理者がその対策のために近隣を探して、「そうやってやります」という提案をされたかと思います。それから、「待ち時間の表示も事前にスマホなんかで見ることができるようにします」というのも指定管理者のアイデアだと思います。要は、指定管理者のアイデアでやっていることを、「現在、市として現状これでやっていますよ」という形での書き方の募集要項だと、それは、今の指定管理者にとってすごく失礼だと思います。現状はそういうことをする以前の状態が市のものであって、次の指定管理者を同じ方がやるとは限らないわけです。そこは、今の募集要項を見る限りでは、「市で今までここまでやっていますよ」というようにしか見えません。今の指定管理者にすごく失礼な要項の書き方だと思うのですが、この点についていかがですか。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課課長)

書き方、見え方は、確かに課題だと感じました。市の思いとしましても、ここに駐車場が確保できた経過というのは、当然、今の指定管理者の努力といったところもあります。今、受けている指定管理者が提案するのであれば、それを提案しますし、他の事業者も新たに提案をしていただいてということで、市がこれを整備したという誤解を招かない形の書き方をしないと、確かに失礼に当たってしまうと思いました。

(山本副委員長)

ですよね。なので、要項自体の書き方がちょっと違うのではないかと感じます。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

思いは同じだったので、「これが確保されています」という書き方ではなくて、一例と

いう形の中での記載にしたいと思います。

(山本副委員長)

今の指定管理者において用意していただいているのだということをきちんと表示しないと失礼になります。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

課題は課題として残っていて、市で解決したわけではございませんので、誤解のないような表記にしたいと思います。

(藏田委員長)

具体的に要項を直すのであれば、どう直すかということをごここで決めなければいけないので、少し整理をすると、この募集要項の2ページ目の施設内容のところの駐車場45台ですね。中括弧の部分の扱いですが、これを普通に読むと、「45台以外にこういうものが借りることができることになっています」という前提だと思えます。ここは確認ですが、市と現指定管理者と株式会社オーテックジャパンと株式会社日本アッセーの協定というのは、仮に指定管理者が変わった場合、その協定がどうなるかということは書いてあるのでしょうか。

あくまでも市との協定であれば、仮に現指定管理者が変わったとしても、その地位を継承することになると思えます。しかし、指定管理者の社名が入っていたとして、その協定自体の中身がもし現指定管理者の権利であれば、それは当然には引き継がれないと思えますので、お伺いします。

(山本副委員長)

あと、駐車場の賃料の支払いはどちらがしていますか。要は、指定管理者が指定管理料の中で支払いしているのであれば、今の指定管理者が経費を負担しているものであって、市が負担をしているものとは違いますから、そこの認識も違いますよね。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

費用に関しては、無償という形で協力をいただいています。期限に関しては、1年で更新制になっていますが、あくまでもこの権利を引き継ぐということは書いてございませんので、新しく会社が決まったときに、貸していただく法人が貸すかどうかというのは、また改めて協議をしないとはいけません。

現状は茅ヶ崎市では45台の駐車場を確保しており、課題解決に向けて現状は周りの事業

者の駐車場三者協定で借りているということになります。お借りしている駐車場が自動的に引き継がれるものではないということをはっきりしないと、違う方が提案される場合に、このところは当然質問もありますし、疑問に思われるという点も確かにそうでございます。そのところははっきりさせたいと思います。

(山本副委員長)

室温調整に関しても、要は、現状を現地確認に行った場合でも、今の指定管理者が工夫している中での室温調整をやっているのであって、他の指定管理者に変わったら、それが不在状態に戻るわけですね。それもきちんとわからないと、今の状態があって、さらにやるのとは違いますよね。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

新しく受けられたところが、もし仮に今の指定管理者と別だった場合に、どこに優先的に力を入れるかによってまた変わってしまうと思います。

(山本副委員長)

違ってきますね。そうすると、今の記載ではその点の誤解も生じると思います。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

あくまでも現状をはっきりして、その現状とプラスアルファのところである現状の指定管理者の工夫とか創意によってできている部分との線をはっきりしたいと思います。

(藏田委員長)

駐車場のところについては取らざるを得ないと思います。なので、基本的には45台と、多分、現状として、提案書に必要な情報としては、この社員駐車場にそれぞれどれくらいの台数止まっていたのか、それで何台あふれているのかという情報がないと、きちんとした提案はできないということです。45台にプラスあふれている部分を、御厚意でお借りしている部分と、さらにそれでもあふれる部分があるわけで、新たな提案者は、45台でそれを何とかするか、それとも、他の事業者からお借りしているという情報を出すか出さないかというのはありますが、いずれにしても、数十台分の駐車場を確保しないととても対応できないので、そういうことを見込んで提案してくださいということです。

ちなみに、オーテックジャパンと日本アッセーとの関係性は良好なのでしょうか。協定自体を市と民間企業の名義でやっていけば、その問題はなかったと思うのですが、継続して御協力いただけそうな関係性は維持しているのでしょうか。それとも、それ自体ある程

度負担感があつて止めさせてもらいたいと言われているのでしょうか。

(事務局) (伊藤担当主査)

実際にも、両事業者に引き続き駐車場をお借りすることはできないかということは継続的にお話をさせていただきたいと考えております。

(藏田委員長)

であれば、最終提案を求める段階の前までに、この両者、仮に指定管理で事業者が変わるかもしれないということも含めて、打診をして意向を聞いておいた方が良いと思います。それによって、40台を確保しなければいけないということであれば、土台、採算のベースは変わると思うので、そこまで市で汗をかいていただいて、その情報を含めて提案を求めないと、うまくないかなという気がします。

また、私の認識不足なのですが、室温のことに関して利用者からそういう厳しい指摘があるといったことがあるのでしょうか。どこかにそれについての言及があつて、更なる改善を求めたいという感じなのですか。

(山本副委員長)

見当たらなかったですね。ただ、かなり前にはそういう話があつて、入るときの室温がすごく高く感じるというようなアンケート調査を見た覚えはあります。今回いただいた資料の中には、そういう形の資料は見当たらないと思います。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

これも、先ほど委員がおっしゃったように、現状の事業者の努力の中である程度クリアといいますか、クレームが出ない程度の満足は受けているというところですか。そういった意味でも、特段厳しい御意見とかは出ていません。

(藏田委員長)

山本委員が御指摘されたとおり、今の指定管理者は今やっていることが当然わかるので、それで問題ないと捉えるわけですが、それ以外のところはその内実がわからないので、今問題がないのであれば、基本、今の施設を引き継いで、滞りなく運営すれば問題が出ないものだと普通は考えると思います。ただ、その部分は、駐車場も室温調整の対策も当然あるわけではなくて、それに対して現在の指定管理者の一定の努力があつて、それでクレームがないのであれば、そこまでのプロセスなり、条件なり取組というものについての一定のノウハウの部分もあると思うので、全てつまびらかにするわけにはいかないでしょう

が、コストがかかったり、人手がかかったりするようなものについては、しっかりと情報を出しておかないと、新しい事業者が受けたら、それは当然そうなるものだと思って受けて、人工なり費用を計算しないで受けて、問題が起こってしまうということにもなりかねないと思います。今やっていることの結果なり、要因というのはちゃんと伝えないと、新しい事業者は引き継ぎませんので、そこはきちんと伝えるべきことは伝えた上で、それを聞いた上でも、うちは違うやり方をしますという提案を求めるといのが趣旨だと思います。「今やっぺらっしやるところはこういうやり方でやっぺらっしやるけれども、うちはそうじゃなくて、このようなやり方をしているのですよ」という提案を求めないといけないと思います。その意味では、現状どうなっているかということについて、一定の知的財産の部分も配慮しながらですが、市として把握しているもの、公開して差し支えないものについては伝えないと、きちんとした提案は出ないかなと思います。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

現状ははっきりお示しする。その中で企業のノウハウのところをどこまで出せるか。その辺のところは、情報を出せるところを整理して、より可能な配慮の中で現状をお知らせするような形の中で書いていきます。

(山本副委員長)

細かいノウハウでなくても、現状は、今の指定管理者の努力によってそこまでできているのだということを示しておかないと、現地を確認に行ったとしても、別にこれくらいで良いのかなと思ってしまいます。だから、どういう手法でとか細かくそこまで記載する必要はないと思うので、一定の努力があっぺらっしやる今になっているところをきちんと出していただくようお願いします。

(藏田委員長)

その点、戻っぺらっしやるのですが、室温調整ですが、今の対策である程度対策ができていっぺらっしやるということであれば、そこをさらにとっぺらっしやる見込みがあるのかということなのです。現状やっぺらっしやる事業者以上に、新しい提案が出てくる可能性が高そうだとっぺらっしやる感触を得ているのであれば、その提案を求めるとっぺらっしやることは反対いたしませんとっぺらっしやる。とは言いながら、ハードをいじらなななソフトの部分でできることといっぺらっしやるのは、そうは言っぺらっしやるても限界があると思っぺらっしやるのです。それを貴重な提案項目の2つのうちの1つにあえて当てる必要があるのかと思っぺらっしやるっています。改めての御質問ですが、ソフトの部分でできることがあるのでしょうか。

28年、29年のモニタリングの総括を見れば、利用者増だとか、収益を還元するとかといっぺらっしやるようなところを市としても評価をされていっぺらっしやるのだとすると、ここの部分をより



一層伸ばしていただくというのが、何となく素直な見方かなと思います。駐車場は利用者増の入口になるので良いとしても、その運営のオペレーションの中でも、室温調整というところに絞り込んでしまうというあたりが、どうなのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

今回、これを入れた理由としましては、現在、室温調整がうまくいかなかったというわけではないのですが、「暑い、寒い」という利用者の利用する上での施設の快適さというところの中で重要な視点ということがあったので、ここをある程度維持していただきたいという意味で書きました。

ただ、委員長からお話があったように、これ以上のものが技術的に難しいということであれば、他の提案という考え方も確かにございます。ただ、利用者のニーズとかを考えた場合に、ある程度快適に使っていただきたいという意味のある程度の快適さが充足されたからこそ現在の利用者増に繋がっているという点で、少し迷うというのが正直なところでございます。

(藏田委員長)

私見ですが、快適性というのはもちろん重要だと思うのですが、快適性の中でも1項目を取り上げるよりも、例えば、快適性ということであれば、もう少し利用者満足度なり何なりというところの指標で測るというほうが現実的かなという気がします。また、モニタリングの29年度を拝見しても、ある程度、自主事業も取り組んで成果が出ているということであれば、このようなことは引き続き行っていただきながら、さらに、地域貢献だとか、地域に対する取組といったことを、より高いレベルで求めていくということも考えられると思います。

室温調整が室内温水プールの中では重要だということはもちろん理解はするのですが、テーマ的には小さいという気が正直します。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

民間企業のノウハウを入れて、地域貢献といった点を伸ばしていくという視点は、最初の公募ならともかく、2回目の募集という中で、より高いところを目指していくという点では、ごもったもなお話だと思います。今、当課でも話したのですが、より高いところを目指して、市民満足度を上げるという意味でも、そういった視点に変えて、修正していきたいと考えています。

(小山委員)

これは行政改革推進室に御質問しなければいけない項目だと思うけれども、指定申請提出書類様式集というのが添付されております。この中で、項番8番で、主たる事業所の就業規則とか雇用契約書とか、賃金台帳とかですが、これは、全ての申請書類でこういうふうにかかれていて、これが茅ヶ崎市のやり方なのだろうと理解はするのですが、賃金台帳を理解する上で、賃金規則というものが決まっておれば、それが本当は見たいと感じます。就業規則では、「賃金のことについては別途賃金規則で定めます」が一般的です。就業規則に定めている場合もあるのですが、本当は賃金規則も添付していただく資料として必要があると感じるのですが、それは細かすぎてプライバシーに関することだから、指定管理者の募集ではそこまでは要求しないのだということなのであれば、それはしょうがない。賃金台帳で質問するという形になるのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょう。賃金規定は全部に入っていないですね。

(藏田委員長)

多分そうですね。普通では入っていないです。

(小山委員)

プレゼンテーションされたときに質問すれば、良いとか、悪いとか、感覚が持てますから、それで良いのですが、事前に理解するという意味では、そういったものがあつた方がより良いかなと思いました。

(事務局) (行政改革推進室 関谷室長補佐)

現在の市の考え方としてそこまでは正直求めていないという実態があります。

(小山委員)

わかりました。

(藏田委員長)

スポーツ推進課にお伺いしたいのですが、現指定管理者はよくやっただいている感じを受けるのですが、その中でも何か課題とか積み残されているようなものは何かあるのでしょうか。公募というのは非常に重要な機会なので、現在の指定管理者がやっているものの中で、もう少し、もう一歩というような何か取り組んでもらいたいことなど何かおありなのでしょうか。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

幸運にして、今の指定管理者は非常によくやっていると思います。それで、利用者数も非常に伸びていると思います。空調の課題も解決して、駐車場の提案もあったということです。ただ、ないと言うと、それがゴールになってしまうということで、気づいていないが、もっとというのが実はあるのかなというのがあります。欲というわけではないのですが、これから様々な団体が応募する中で、実は気がついていなくて、ここはもっとという視点が正直出てくるかと思うのです。現時点では、4年間の中で非常に満足をしているのですが、あくまでも1つ目の公募だった関係で、例えば、他の会社が入ったときに、他の視点で力を入れるのがここだったという新たな視点といいますか、「利用者の人数の次は、今度、年齢層の、その中をどこに重点に置くか」とか、色々な事務所のヒアリングとか提案も逆に見てみたいなのというのが正直なところなんです。今のところで改善すべきところは、募集要項の中に入れ込んでおりますので、非常に悩ましいところです。

(藏田委員長)

今おっしゃっていただいたように、人数、収益、利用料というようなところは、もちろん事業者が変われば、より改善されることを期待はしますが、一方で、ある程度のレベルまでは、現事業者で出来ているのかなと思います。逆に言うと、量から質と言うと少し言葉は違うかもしれませんが、よりそれをきめ細かに見ていったときに、おっしゃったように、例えば、「年齢」、「目的」、「教育」、「健康づくり」、「福祉」なのか、もしくは「勤労者の健康」というのも、視点としてあるかもしれません。自主事業で人を集めるということだけでなく、そういう意味での付加価値というか、これまで取り組んではいたものの、よりこれをしっかりと市の施策、スポーツ振興、健康づくりみたいなものにより寄与するようなポイントみたいなものを求めていく段階に、今回の公募はしたら良いのではないかと考えています。おおむね満足で終わらさないで、これをもう一歩進めていくような提案を求めていく、もしくはそういった問いかけを、提案書、もしくはプレゼンテーションの中で聞き出せると、市としてはやったかいがあるのかなという気がします。そこから辺はもう一段階先というか、事業者の提案は色々なものが来るかもしれませんけれども、「こういうものが来たら良いな」「ああいうものが来たら良いな」みたいなことを少し担当課の中でもディスカッションしておいていただいた方が良いのではないかと思います。

(小山委員)

駐車場がオーバーフローするという事態は、多分年がら年中起こっていることではないのだろうと思います。そうすると、いわゆる繁忙期というのはいつごろなのでしょう。

午前なのか、午後なのか、夜なのか、オーバーフローはいつ起こっているのだとお伺いしますと、先ほど、「起こったときで6～7台です」というお答えでした。とても多いということではないのだろうと思う反面、一般市道に6～7台がたまっているというのはあまり好ましいことではないと思います。という意味では、まず、その辺をどう解決するかというよりも、どういう事態が起こっているのかというのをある程度把握しておいて、指定管理者として応募する人たちに情報として与えてあげなければ、それはかわいそうです。

(山本副委員長)

今の話で、道路に停まっているのが6～7台という話ですが、「6～7台止まっていると、1時間以上待つから、並ぶのをやめよう」と思うはずですが、使っている方からすると、大体一番並ぶのは朝行ったときです。行ったときに並んでいると、「次入れるのは昼近くになってしまうから、そしたらよそに行こう」となります。要は、それ以上並ばない。行かない。他に行ってしまう。そういったことが今の市民プールの現状なのです。私も行くとき、近いからまずこっちと思うのだけど、行って、「ああ、もう間に合わなかった。」となります。開館時間が結構遅めですね。なので、結構早めの時間から皆さん駐車場に入って、開くのを待っている状態です。なので、そこで、「ああ、もういっぱいだった。では、茅ヶ崎は良いから他に行こう」と他に行ってしまう人がほとんどなのです。潜在的に待っている人ではなくて、来る人を逃しているのが現状だと思います。

(小山委員)

年に何日ぐらいそういう事態が起こっているのか。それがある程度大きな日数であるのであれば、それは何としてでも駐車場を確保せねばなりませんよね。茅ヶ崎市も努力をしていかなければいけないのかもしれない。その状態がほどほどであるのであれば、利用客の制限、団体利用を制限するとか、何かそういうソフトの対策も出てくるのだろうと思います。そもそもどの程度オーバーフローしているのか、オーバーフローする前に帰っている人がどの程度だというのが全然わからない状態です。今後のためが良いですから、把握するような努力をされた方が良いのではないかと思います。

(藏田委員長)

そこは担当課としては、ある程度仮説というか、このように考えられるというのは説明できるようにしておいたほうが良いと思います。今の山本委員のお話とか、小山委員のお話は当然考えられて、どれに対応することを想定して提案をしてほしいと思っているのかは伝えたほうが良いと思います。それによって、「もう50台駐車場を確保しなければいけない」というのと「路駐しないように、あと10台何とか確保すれば良い」というのは、根

本的に変わってくると思います。ここは少なくとも担当課としての考えを持っておいたほうが良いと思います。

実際、取り逃しているという認識はおありですか。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

自分が使う側になった場合に、「来て混んでいるから他に行こう」ならまだ良いのですが、「あそこは埋まっているから、最初から他に行ってしまう」という可能性もあります。例えば、1回、2回ならまだ良いが、毎回になってしまうと、そういうことになってしまいます。

(山本副委員長)

そうすると、「茅ヶ崎をやめて秋葉台に行こうかな、海老名に行こうかな」となると思います。

(事務局) (仲手川スポーツ推進課長)

という話になってしまうと、うちは利用者がある程度増えて喜んでいる反面、よりもっと努力をしなければいけないということになります。ただ並んでいるだけではなくて、その潜在のさらに潜在の中の気持ちでは、「そのうち、あそこは混んでいるから」みたいな話になってしまうと、空いている時間であっても来ないということに繋がってしまう可能性もあります。利用者同士でやりくりできる範疇なのか、新たに場所を確保してやらなければいけないものなのかというのは確認したいと思います。ハードなので、できるところは限りがあるのですが、その辺に関しては、引き続き情報を把握して、進めていかなければならないと思います。

(藏田委員長)

恐らく段階論だと思うのです。現指定管理者は多分室温や駐車場、自主事業のことだとか一生懸命頑張っていたと思います。では、次の駐車場の問題も、全て完全に解決するのは、相当手を入れないといけない。ただ、この4年間、少なくとも来年、再来年の夏をどういうふうにしていったら一番多くの市民に喜んでもらえて、プールも活用できて、色々な意味で効果が最大化できるのかということを考えていただくことがすごく大事だと思うので、具体的、現実的に、どこら辺までの答えを今回の事業提案に期待するのかというレベル感を設定しておく方が良いのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

では、修正点についてまとめると、駐車場のところの表記の部分については、これは括弧書きのところを除くということと、あと、提案事項の室温調整のところは御検討いただ

いて、第2段階における、今あるものからもう一步踏み込んでの提案の部分を記載いただければと思います。駐車場の問題は、多分、入り口論として受け入れの部分で利用増を図る前提になりますので、1つ目の項目としては適切かと思えます。室温調整のことについては、それを含み込むものにするのかを含めて御検討いただいて、そこを修正していただくということで進めていただければと思います。

では、資料の修正を反映した上での募集要項の御承認をいただくということでよろしいですか。

### 【異議なしの声】

(藏田委員長)

では、その形で御了承いただいたということで、あとは事務局のほうで修正を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

その他、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局) (行政改革推進室 大橋主任)

今後のスケジュールにつきましては、募集要項に記載のとおり、令和元年7月18日より、公募を開始いたします。

なお、本日、委員の皆様方からいただきました御指摘につきましては、資料に反映させた上、事務決裁を経て公募を開始いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、本日御審議いただきました茅ヶ崎市屋内温水プールに関する次回の本委員会につきましては、10月に開催を予定しており、書類及び応募者の面接審査を行っていただきます。なお、応募者が4者以上であった場合には、2回委員会を開催させていただくこととし、1回目は書類審査のみを行う委員会を開催し、その評価点の高かった上位3者について、2回目の委員会で面接審査を実施させていただこうかと考えております。

今後の本委員会の詳細につきましては、後日開催通知にて御案内させていただきます。本日御持参いただいている共通資料については次回も御持参いただきますようお願いいたします。

(藏田委員長)

他に何かございますか。ないようでしたら、以上を持ちまして、議題1を終了いたします。

### 議題2 「茅ヶ崎市立中海岸保育園の指定管理者応募に係る募集要項について」

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

それでは定刻となりましたので、議題2「茅ヶ崎市立中海岸保育園の指定管理者選定に係る募集要項について」進行を始めさせていただきます。

まずは、「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名及び臨時委員1名のうち現在4名出席で過半数となるため、本委員会が成立していることを御報告します。

それではまず、委嘱式に入らせていただきます。指定管理者選定等委員会の委員につきましては、本日机上に配布させていただいておりますとおり4名となります。また、今回の議題であります茅ヶ崎市立中海岸保育園の指定管理者の選定にあたり、臨時委員1名を置くこととしております。

委嘱状を交付させていただきますので自席にて委嘱状をお受け取りください。

### **【行政改革推進室長より佐野委員へ委嘱状交付】**

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

それでは、臨時委員の佐野様より一言御挨拶お願いいたします。

### **【佐野委員あいさつ】**

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

ありがとうございました。

また、事務局として、施設所管課の保育課の職員が出席させていただいております。

### **【施設所管課職員紹介】**

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

続きまして、事前にお送りさせていただきました資料の確認をお願いいたします。

### **【配布資料確認】**

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

本議題の公開・非公開についてでございますが、議題1と同じく、今後公募型プロポーザルにて指定管理者を募集する「茅ヶ崎市立中海岸保育園の募集要項」に関する議論であり、市の内部情報にあたるため、非公開とさせていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

## 【異議なしの声】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

委員会の流れでございますが、指定管理者の募集を行う施設や作成を行った募集要項の概要及び次期指定管理者に期待する点などについて、施設所管課より説明をさせていただきます。その後、委員の皆様から募集要項に関しての提案もしくは御不明点等について御意見・御質問をいただければと思います。また、委員の皆様の中でも御議論いただきまして、修正事項の有無等についてまとめていただければと考えております。

それでは進行につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき、藏田委員長にお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。ただいま事務局から説明がありましたとおり、本会議は非公開で実施させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議題2「茅ヶ崎市立中海岸保育園の指定管理者応募に係る募集要項について」、施設所管課の保育課から説明をお願いいたします。

(施設所管課) (三浦保育課長)

保育課長の三浦と申します。

保育課より「茅ヶ崎市立中海岸保育園指定管理者募集要項」につきまして、御説明させていただきます。

茅ヶ崎市立中海岸保育園は、平成24年4月に開園し、定員120人の認可保育所です。開園当初より指定管理者制度を導入し、今回は3期目となります。

3期目につきましては、通園されているお子さん、保護者へ安定的な保育を提供する観点から、指定予定期間を、従来は4年間であったものを8年間にすることが大きな変更点となります。

詳細につきましては、担当より御説明いたします。

(事務局) (保育課 山上課長補佐)

保育課の山上と申します。

募集要項につきまして、御説明させていただきます。

募集関係書類ですが、「募集要項」、「仕様書」、「関係様式集」、「参考資料」の4種類がございます。



まずは、お手元に「募集要項」を御用意いただき、1ページを御覧ください。

募集の趣旨といたしましては、「中海岸保育園について、最も効果的かつ効率的な管理を実現するため、管理を行う指定管理者を募集」するものです。

設置目的といたしましては、「児童福祉法の規定による保育を行うとともに、多様な保育ニーズに応えるため、様々な保育事業を実施すること」を目的としています。

施設の概要は、高砂コミュニティセンターとの複合施設となっており、所在地は中海岸1丁目2番42号、定員120人の認可保育所です。平成24年4月1日の開園で、開園当初より指定管理で運営しております。

なお、現在は市内で民間の認可保育所である「西久保保育園」を運営している「社会福祉法人 西久保福祉会」が指定管理者として運営しております。

次に2ページを御覧ください。指定管理者が行う業務の範囲としては主に4つあり、「(1) 通常保育及び特別保育の実施に関する業務」、「(2) 施設及び附属設備の維持管理に関する業務」、「(3) 経営管理に関する業務」、「(4) その他の業務」となっております。特徴ある業務としては、多様な保育ニーズに応えるべく、特別保育を実施しております。このなかでも、「病後児保育」につきましては、病気の回復期にあるお子さんを預かる保育として、市内で唯一実施しているものとなっており、専用の保育設備を設けております。

また、指定管理者制度を導入し、今回で3期目となりますが、大きな変更点として、(3) 経営管理に関する業務のうち、「カ 第三者評価の受審」を、新たに加えております。

業務の詳細につきましては、「仕様書」に定めておりますので、御覧ください。

仕様書の1ページの下に「4 法令等の遵守」とあり、2ページの「5 業務内容及び水準」に、「(1) 通常保育及び特別保育の実施に関する業務」として、実施内容を定めております。中海岸保育園で行うこれらの保育は、法律等の定めに基づいた基準となっております。

以降、「(2) 施設等の維持管理に関する業務」、4ページでは、「(3) 経営管理に関する業務」となります。5ページで中ほど、「カ 第三者評価の受審」をご覧ください。

先ほども御説明させていただいた通り、今回から新たに指定管理者が行う業務のなかに「第三者評価の受審」を盛り込んでいます。これは、中海岸保育園につきましては、毎年度、指定管理者制度に基づき、モニタリング等を行っておりますが、今回から指定予定期間が8年間となることから、中間年である4年目の令和5年度に、「第三者評価の受審」を、お願いしております。法律的には、第三者評価は努力義務であり、民間保育園への給付となる公定価格においては第三者評価を実施した場合には加算がつきますが、5年に1度程度の受審を想定しております。このことから、指定予定期間の中間年である4年目での受審は妥当な期間であると考えております。以下「(4) その他の業務」となっております。

募集要項に戻っていただき、2ページを御覧ください。指定予定期間は、令和2年4月1日から令和10年3月31日までの8年間、指定管理料につきましては、年間188,165千円、第三者評価の受審がある令和5年度のみ15万円をプラスして188,315千円とし、8年間で1,505,470千円を見込んでおります。この指定管理料は、市から市内の民間保育園へ支払っている運営費及び補助金を元に積算しております。

4ページの「8 指定管理者の募集に関する事項」を御覧ください。

「(2) 応募資格」のうち、主なものとして、「ア 申請日現在、茅ヶ崎市において法の規定による認可保育所を3年以上運営している団体であること」としてしています。市内とされている理由につきましては、中海岸保育園は公立保育園として運営をしていただくため、市内の保育事情に特に精通している必要があること、また、地域集会施設との複合施設であるため、地域との交流が施設運営の重要なポイントであることなどから、市内で運営実績のある認可保育所といたしました。

また、近年の待機児童解消のための民間保育所整備のなかで、公募を行う場合、設立間もない法人の参入が見受けられます。このことから、市内での認可保育所運営実績とともに、従来は経験年数を1年以上としていたものを3年以上にしております。現在、応募資格のある団体数は28団体となります。

5ページの下部「(7) 提出書類（提案を求める事項）」を御覧ください。

申請に際し、応募団体が提出する書類につきましては、「関係様式集」に定めております。お手元の「関係様式集」を御覧ください。様式は、標準例を基本としており、保育課で加えた点として、第2号様式その2、その3に、保育所特有の職員配置や収支構造を加味した表を入れております。また、第2号様式その5に、添付書類として、より詳しい保育内容を提案いただくため、保育課程、年間指導計画、デイリープログラム、年間行事予定、また、現運営法人とは別の団体が指定管理者となった場合を想定し、移行に関する基本的な考え方や移行計画の提出を求めています。

第5号様式では、市内で認可保育園を運営していることが応募資格となっていることから、実績を提出いただくこととしております。

提出書類を作成する参考資料として、お手元の「参考資料」を御覧ください。

内容としては、平面図等の施設の詳細を示したもの、審査評価表、条例・規則、既設備品等の一覧表を提供することを考えております。

募集要項に戻っていただき11ページを御覧ください。最後にスケジュールとなります。

本日の選定委員会にて御意見をいただき、募集要項等に反映した後、7月17日(水)より募集要項等の配布を開始いたします。配布開始後、7月31日(水)までに応募団体説明会へのお申し込みをいただき、8月5日(月)に説明会を開催します。この説明会へ御参加いただいた団体のみが、申請できるものとしております。この後、8月23日(金)まで

に質問受付をし、9月6日（金）に市からの回答、9月9日（月）から9月20日（金）まで申請書類を御提出いただきます。

10月に選定委員会においてヒアリング等を行い、選定後は指定管理者の議決を12月に行われる第4回市議会定例会で審議いただき、指定団体との事前協議や準備を行い、令和2年4月1日からの指定管理期間開始を迎えることとなります。

「茅ヶ崎市立中海岸保育園指定管理者要項」の説明は以上です。  
御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

（藏田委員長）

ありがとうございました。

募集要項について、御意見・御質問があればお願いいたします。

（佐野委員）

関係様式集ですが、「保育課程」という言葉は、今は言われなくて、「全体的な計画」となっています。

（事務局）（保育課 山上課長補佐）

わかりました。

（藏田委員長）

御修正ください。募集要項にも多分同じ記載がありますよね。

（小山委員）

中間年度に第三者評価を受けるという予定がありますが、第三者評価の結果によっては、その後の対応が異なる場合がありますというふうに捉えて良いですか。

（事務局）（保育課 山上課長補佐）

認可保育所の第三者評価がどういったものか、御説明させていただきます。

社会福祉法において、社会福祉事業の経営者は、自ら提供する福祉サービスの質を評価することにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないという努力義務として位置づけられています。

このような理念のもと、第三者評価を自ら提供する福祉サービスの質の向上に取り組む事業者に対し、公平、中立な立場からの客観的な評価を通じて、事業者における福祉サービスの向上への取組がより効果的・効率的に進めるよう、支援するものとして行われるも

のでございます。

現在、第三者評価は、神奈川県において、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構という機関がございまして、こちらの認証を受けた民間の評価機関が役割を担っております。推進機構において定められた評価項目として、福祉サービスの基本方針と組織の他、合計50余りの評価項目がございまして、今、小山委員がおっしゃった、第三者評価を受けて何かあったときに、どこで見直すかという、まず、第三者評価という位置づけが、実際、法律に基づいて神奈川県の推進機構がやっております、位置づけというものが優劣をつけるとか、格付けをすることか、そういう意味合いではなくて、きちりと保育所とともに利用者に良いものができているのかどうかというものを、第三者、客観的な評価を行うというものです。また、それに基づいて改善を行っていくというものでございます。ですので、あくまでも8年という中で、事業者にも中間年度で改めて第三者評価をよりどころとして、一旦振り返っていただいて、より改善を促し、持ち帰っていただくというような位置づけで考えております。

(小山委員)

ありがとうございます。

(山本副委員長)

こちらの募集要項と、選定の評価表を拝見した中で、特に市がこの点について力を入れて要望したいというものが全く見当たらなかったのですが、その点についてはいかがでしょうか。「特にこの部分についてしっかりと方向を見せてほしい」といったものは何もないのでしょうか。

(事務局) (保育課 山上課長補佐)

山本委員からの御質問にお答えいたします。

募集要項の7ページをお開けください。そこに「9. 指定管理者の選定に関する事項」というのがございます。(1) 選定方法の4段落目、書類審査及び面接審査において、「総合評価点が高かった場合は、市が一番重要視している評価項目又は評価の視点の点数が高かったほうを候補者とする」という様に記載しております。今、山本委員がおっしゃった部分、特に重要視しているところという部分にも共通していくことだと思います。

(山本副委員長)

それがどこなのかということです。

(事務局) (保育課 山上課長補佐)

そういった意味では、審査評価表が資料の中の別紙の2としてついています。

この審査評価表につきましては、標準で使っているものでございますが、保育の質の部分、ソフト面が非常に重要なポイントになってくると思いますので、評価の項目としては、「5. 施設の運営について」という部分がまず一義的に重要視してくる部分という形になるかと思います。

年間指導計画、プログラム等々を御提出いただきますので、保育の方針という部分が大きなウエイトを占めてくると認識しております。

(山本副委員長)

それがこの要項でどこに書かれていますか。要は、募集される方は、どこが一番ポイントなのかというのを知らないと、書類をつくるには困ると思うのです。

(事務局) (保育課 山上課長補佐)

こちらの心づもりとしてはそう思っているのですが、だからといって、それ以外のところが軽視するとか、そういうわけではございません。特に重要視するところも含めて、他の部分も大事なところでございますので、あえてここを重視しますということは書いていないです。

(藏田委員長)

形式的にはおっしゃっていただいていることなのですが、中身のことをお伺いしたいと思います。今回の募集要項においては、提案者には、保育の内容について、特に高い提案を求めますということで、具体的に言うと、多分、選定の項目のところ、具体的に提案を求める事項として、例えば、重視をする分野、もしくは拡充をしていただきたい、取り組んでいただきたい分野というのが、当然、市の保育の政策の中から浮き彫りになってくると思いますので、その中で、そういうものを求めるのであれば、それに対して提案をしてくださいというような特出しをするパターンもあります。あつてしかるべきだと思えますが、ないとすれば、少なくとも、最重要重視事項が「施設の運営」という言葉ではとても語り切れていないと思いますので、その点については、目的なり、提案の内容なりというところの部分で明記をすべきではないかなと思います。

その上で、質問のポイントは、今の市の保育施策の中で、8年間をお願いすることになりますので、8年間で十数億という事業をお願いする保育事業として、果たしてどのようなものを求めていくのかということは、少なくとも担当課として御検討いただい

らっしゃる内容があるのではないかなと思います。それをまずお伺いしたい。それを踏まえて、それに対して適切な募集要項になっているかというのを審議したいというのが趣旨です。

(事務局) (保育課 山上課長補佐)

承知いたしました。失礼いたしました。

こちらで3期目に対して、2期目の振り返りという部分もあるとは思いますが、3期目に事業者に求める点ということでは、中海岸保育園の役割として、地域への保育の提供とともに、茅ヶ崎駅南口の好立地にあるということと、120名の定員確保をしていることは、現状、待機児童の解消の一翼を担っているという部分でございます。現状、2期目、今、4年目に入っている部分でございますが、指定管理者が市内で唯一の病後児保育を実施するために、保育士の確保とともに看護師の確保を非常に頑張らせていただいております。年間200名以上の利用実績があります。市内唯一ということで、病後児保育という部分は、それ以外の部分もちろん重要ではございますけれども、特に重要視していきたいと思っております。

そういった意味も含めての施設の運営という部分になりますので、今、御意見をいただいた部分、募集要項の7ページ、選定方法の中で、こういった部分、特に重要視していきますという部分の書き方について、付記するようにいたします。

(山本副委員長)

あと、評価表も、評価表の採点項目の中にこれがはっきりと明記されている部分がありません。現在のものは一般的な評価項目しか載っていないのですよね。採点が難しくなってしまうので、そのあたりの評価表も一緒に見直しをお願いできればと思います。

(事務局) (保育課 山上課長補佐)

重要視する部分を評価の項目として特出しして、応募される方にそういった事項を重要視しているのだなということがわかるように工夫いたします。ありがとうございます。

(山本副委員長)

お願いします。

(藏田委員長)

それに関連して良いでしょうか。病後児保育が重要だというのは、市内唯一ということの裏返しでもあるのですが、一方で、そうだとすると、市内の事業者に応募者を限るとい

うことの妥当性がどうなのかなというところはあるわけです。病後児保育に対しての質を求めるのであれば、市内の事業者に限るということは必ずしも重要事項ではなくて、コミュニティセンターとの連携という意味においては重要かもしれませんが、今のボリュームの問題、病後児保育の問題、保育士の確保の問題も含めて考えたときに、果たして、市内の事業者である必要があるのかというところは考える必要があるのかなと思っています。今回の選定においてのその後のイメージを考えたときに、果たして合理的な条件だったのかということは、特に8年間の指定期間で高額なものでもあり、かつ、非常に重要な機能を有するところなので、その点は厳しく見られるのではないかと思います。ですので、その点、何を重視するのかということと、募集の条件、事業者の条件というのは、一致していないと、ちぐはぐなことになると思います。

ですから、病後児保育なのか、もしくは病後児保育でも、病後児保育をとりあえずこなすということだけなのか、それとも、その様なノウハウや人材、考え方も含めて、市内のモデルになっていくようなことを考えるのかわかりませんが、何かこの事業者に任せるのは、ただ単にこの園を任せるというだけではなくて、むしろそういう意味では、市内の中でも非常に大きな役割を担い得るところではないかと思います。結果として市内の事業者になるというのは、意味があると思うのですが、提案自体、募集自体、参加自体が市内に実績がないと、それに手を挙げられないというのはどうなのかなと感じますが、どうでしょうか。

(事務局) (保育課 山上課長補佐)

今、御意見があったとおり、先ほど、経験年数を「1年」から「3年」にしたという話をさせていただきました。それと同時に、茅ヶ崎市内という部分もどうすべきかという部分について担当課としても検討いたしました。今回3期目ということで、過去の流れを御説明すると、第1期目は、茅ヶ崎市内で1年以上の経験のある社会福祉法人のみに限って募集をしました。2期目に関しては、市内で1年以上の経験のある法人ということで、社会福祉法人という区切りを超えて、株式会社も含めてという形に門戸を開いている部分もございます。今回3期目ということで、経験年数を「1年」から「3年」にしております。病後児保育のみを考えると、担当課としても、委員長おっしゃるとおり、広く多くの御提案をいただくために茅ヶ崎市内に限定しないことが、非常に重要なポイントになってくると思っています。しかし、地域の複合施設に入っているということ、また、公立保育園ということもあります。今、認可保育所は市内に41あり、そのうち、7つが公立保育園で、その1つが指定管理としての中海岸保育園になります。常日頃から、市内の保育、他の保育所との連携等々、また、高砂コミュニティセンターとの日ごろからの連携、地域との連携が非常に重要なものとなっています。

そういった全体的な部分を考慮した上で、今回、茅ヶ崎市内にしたいと考えました。あくまでも、病後児だけを見ると、広く募集という部分はあるのですが、全体のバランスを考えての見解でございます。

(事務局) (三浦保育課長)

若干補足いたします。

茅ヶ崎は、これまで待機児童解消対策をここ4年間、かなり力を入れてやってきております。色々な待機児童解消対策を市内の保育園に協力をいただいている部分もあります。しかも、今回、中海岸保育園については、公立保育園ということで、待機児童解消策を引っ張っていく役割の一翼を担うということと、それから、民間保育所の募集とは違って、公立保育園ならではの役割、地域資源であるコミュニティセンターとの連携といった部分で、そこをきちんと果たしていかなければいけないと考えています。そういったことを果たしていただきたいということを考えると、今の茅ヶ崎市の中で実績がある保育園、今の茅ヶ崎市の保育政策を十分理解している保育園、そういうところのモデルが一番担当課としては望ましいと思っています。

病後児保育については現在の規模と質を継続しつつ、全国的な要請からいけば、病児保育の話もあるにはあるのですが、病児保育になると医院を併設しなければならないということもあり、現実的にはかなり難しいと思っています。ですから、病後児保育については現状のままで、現状の枠の中でできるだけ利用を増やしていきたいという形でやっていきたいし、待機児童対策については、今までの施策を踏襲する中でさらに発展していきたいと思っています。

(藏田委員長)

私見を申し上げます。

多分、今おっしゃった地域との連携、コミュニティセンターとの連携、病後児保育のことについて、市内の事業者でなければそれを満たし得ないのかということ、理屈で戦うと厳しいと思います。他のところでもできる、でき得る。要は、それは茅ヶ崎市が特別他の自治体、地域と違う、ものすごく違うという特殊な要因がない限りは、そういう経験がないだけであって、能力を入り口の段階からそれで仕切るとするのは、理屈としては難しいのではないかなと思っています。

仮に、市内で絞ったとしますという前提で、次に考えられるのは、市内に絞ったときに、果たして適切な競争環境が担保できているのかという問題になると思います。具体的に、市内で3年以上実績があるのは、20幾つであるというお話をされていましたが、実質的には、それがこの規模のものをほかにやっている23、もしくは22の事業者が追加で募集を



応募して、現指定管理者以外がそれを奪い取ってやるということに、果たしてどのくらいの現実的な競争可能性があるのかを考えたときには、その意味で見ても、実際に手が挙がるのかという問題が入り口としてあります。説明会に1社しか来なかったというようなものであれば、もともとの公募の意味が、もしくは公募の条件が適切であったのかということにもなります。

だからこそ、実際にはオープンにして、他の事業者も含めて提案をしてもらって、結果、ここが一番すばらしいというのが、一番納得感があると思います。茅ヶ崎市3年の実績ということ縛らなかつたとすれば、まだ提案が出てくる可能性がもし仮にあるとすれば、少なくともそこまで広げた上で手が挙がらなかったのですというのは、十分説明にはなると思います。要は、公募しても、それに見合う事業者さんが、県内にいなければ、それはしょうがないですね。そもそもの公募、しかも、今回8年に延ばすということもあるので、長く任せることによって人材を確保するなどその他いろいろな効果があるからそうしているということはいく理解しますが、一方で、その分、しっかりとした、入り口では競争性、出口ではモニタリングでしっかり中を見ていくというのがセットだと思います。

(事務局) (三浦保育課長)

指定管理者制度における、選定の公平性という枠組みに鑑みると、広く公募をして、評価の中できちんと見ていくというところが必要と考えます。御意見を踏まえまして、評価方法の中で評価できるように検討したいと思います。

(佐野委員)

少し違う意見なのですが、公立の保育園は色々なところでありますよね。それって、小規模の保育園がどんどんふえていく中で、役割があるのですね。そのときに、公立が長くその地を知っていて、その市としての保育の方針をきちんと引き継いでいるところが幾つかないというのは、なかなか難しい問題です。今、私も、大田区のほうの公立保育園の、よく園内研修のために現地に行きます。大田区の場合でも、近所にある小規模園を公立の園内研修に呼んで、一緒に勉強して、その地域の子が同じような保育を受けられるというようにところを一生懸命頑張っていて、それは公立の担う1つの役割というところがあるので、その様なところからある程度限定しても良いかな感じといます。私は、保育という観点で、業者を選ぶというところでは少し難しいのかもしれませんが、8年にしたのも、さっきお話の中に、子どものことを考えると、4年たったら中身の先生が変わってしまうというのは、本当に子どものことを考えるとかわいそうかなと思います。そういうときはいろいろなことを考えますよね。だから、1つの方向性だけでは、保育という現場はなかなか見られないものがあるのかなというのも、少し感じました。

(藏田委員長)

よく理解します。よく理解した上で申し上げているのですが、そういった意味では、これまでおっしゃっていただいたようなことをしっかりと重視すべき項目として書き込んでいただければ良いのかなと思います。おっしゃっていることを募集要項の中にしっかりとうたい込んで、それが中海岸保育園の役割なのだと記載いただき、それにふさわしい体制、理念、ノウハウ、人材、経験を持っている事業者を募集します。これまでおっしゃっていただいたようなことをしっかりと提案方法の中に入れて、それを評価していくという様にすれば良いのではないかと思います。

他の公立保育園はどんな状況なのですか。

(事務局) (三浦保育課長)

他の公立は、7園あるうちの6園は直営です。中海岸保育園だけが指定管理となっています。

御意見の中で、公募として競争性を持たせるべきだという意見は、重く受け止めさせていただいて、改善したいと思います。

(藏田委員長)

もう少し中身に入っていくと、考えとか、こういうことやってもらいたいということ、ちゃんとリクエスト、要望、条件として示すべきだと思います。前のモニタリングのときにもお話ししたような記憶がありますが、要は、それもどこまで市がちゃんと責任を持って、逆に言えば、ここはしっかりとやってくださいということも含めて、ある面では公募という手続は非常に便利な部分があります。今は整理し切れない部分もあると思いますが、できる限り整理をして、8年間は見通せないかもしれないですが、2年、3年、4年後ぐらいを目指して、茅ヶ崎市としてやらなければいけないことの中で、事業者の力を大いに借りたいというところはここなのだと思います。地域の子どもの保育をどうするかということなので、それをどうするかをきちんとした形をつくるのが行政の役割ですので、やってもらうのは優秀な民間の事業者の方だとしても、その部分は、しっかりとある面では明示された方が良いと思います。

ですから、提案していただいた病後児保育だけではないのかもしれませんが、様々含めて、市の政策に沿うというところの中でも、特に重視してもらいたいことが多分おありにあると思います。そういうことを1か2挙げていただいて、提案をしっかりといただく。

公立保育園を預かっていただく民間の福祉の方にもしっかりと公共性を持っていただく必要があると思いますので、その点はしっかりと書かれたほうが良いかなと思います。

(事務局) (保育課 山上課長補佐)

今、委員長から御意見をいただきましたが、評価の部分で、市が今後数年を見通した上でやっていきたいというものを明確にという中で、先ほど病後児保育というのを非常に特徴ある事業としてやっているということをお話ししました。例えば、茅ヶ崎市内において認可保育所を運営しているという部分の「茅ヶ崎市内」というのを仮に取った場合、そこで他市も含め、病後児の経験があるというのは非常に重要な要素になってくると思います。御病気の回復期にあるお子さんをお預かりする中で、経験がないといけないという部分があるので、そういった部分も加味して、応募資格も含めた調整をしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

(藏田委員長)

募集要項についての修正としては、結構たくさんありますね。今、標準仕様なので、標準の中に、まず、資格要件のところを御検討いただくということと、特に提案いただきたい事項を1か2挙げていただいたほうが良いだろうということになります。それに基づいて評価表にもそれを評価する内容に組み換えていただくということをお願いしたいと思います。

では、今のことを踏まえての修正をいただくということで、皆さんの御了承を頂戴して良いでしょうか。

### 【異議なしの声】

(藏田委員長)

では、この他事務局から御連絡をお願いします。

(事務局) (行政改革推進室 大橋主任)

今後のスケジュールにつきましては、募集要項に記載のとおり、令和元年7月17日より、公募を開始いたします。

なお、本日、委員の皆様方からいただきました御指摘につきましては、資料に反映させた上、事務決裁を経て公募を開始いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、本日御審議いただきました茅ヶ崎市立中海岸保育園に関する次回の本委員会につきましては、10月に開催を予定しており、公募型プロポーザルに係る書類及び面接審査を行っていただきます。

なお、応募者が4者以上であった場合には、2回委員会を開催させていただきこととし、1回目

は書類審査のみを行う委員会を開催し、その評価点の高かった上位3者について、2回目の委員会で面接審査を実施させていただこうかと考えております。

今後の本委員会の詳細につきましては、後日開催通知にて御案内させていただきます。本日御持参いただいている共通資料については次回も御持参いただきますようお願いいたします。

(藏田委員長)

他に何かございますか。ないようでしたら、以上を持ちまして、議題2を終了いたします。どうもありがとうございました。

### **【議題3：茅ヶ崎市勤労市民会館の指定管理者選定に係る募集要項について】**

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

それでは定刻となりましたので、議題3「茅ヶ崎勤労市民会館の指定管理者選定に係る募集要項について」進行を始めさせていただきます。

まずは、「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名及び臨時委員1名のうち現在4名出席で過半数となるため、本会議が成立していることを御報告します。

それではまず、委嘱式に入らせていただきます。指定管理者選定等委員会の委員につきましては、本日机上に配布させていただいておりますとおり4名となります。また、今回の議題であります茅ヶ崎勤労市民会館の指定管理者の選定にあたり、臨時委員1名を置くこととしております。

委嘱状を交付させていただきますので自席にて委嘱状をお受け取りください。

### **【行政改革推進室長より手島委員に委嘱状交付】**

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

それでは、臨時委員の手島様より一言御挨拶をお願いいたします。

### **【手島委員あいさつ】**

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

ありがとうございました。

また、事務局として、施設所管課の雇用労働課の職員が出席させていただいております。

### **【施設所管課職員紹介】**

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

続きまして、お送りさせていただきました資料の確認をお願いいたします。

### 【配布資料確認】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

つづいて、本議題の公開・非公開についてでございますが、議題1、2と同じく、今後公募型プロポーザルにて指定管理者を募集する「茅ヶ崎市勤労市民会館の募集要項」に関する議論であり、市の内部情報にあたるため、非公開とさせていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

### 【配布資料確認】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

委員会の流れでございますが、指定管理者の募集を行う施設や作成を行った募集要項の概要及び次期指定管理者に期待する点などについて、施設所管課より説明をさせていただきます。

その後、委員の皆様から募集要項に関しての提案もしくは御不明点等について御意見・御質問をいただければと思います。

また、委員の皆様の中でも御議論いただきまして、修正事項の有無等についてまとめていただければと考えております。

それでは進行につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき、藏田委員長をお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。ただいま事務局から説明がありましたとおり、本議題は非公開で実施させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

はじめに施設所管課の雇用労働課から説明をお願いいたします。

(施設所管課) (飯田雇用労働課長)

あらためまして、雇用労働課長の飯田と申します。よろしくをお願いいたします。

雇用労働課では、市民の皆さんが充実感をもって働けるような様々な形での就職活動への支援や勤労者福祉の向上のための事業に取り組んでいます。

そうしたなか、茅ヶ崎市勤労市民会館は、働く市民の福祉の増進及び文化の振興を図るため、研修、相談、文化、教養の場を提供し、就職活動をはじめとした就労支援の拠点と

なっております。

勤労市民会館の利用に関する市民ニーズは非常に高く、様々なサービスを提供する重要な役割を担っており、多くの方に利用されていることから、こうした事業をより効果的に実施するため、民間のノウハウを活用し、効率的な運営と勤労者福祉・就労支援の充実を図り、市民サービスの向上をめざして、平成 21 年度より指定管理者制度を導入して管理・運営を行っております。

今回、令和 2 年 3 月 31 日をもって、現在の指定管理期間の 4 年間が終了することから、新たに、令和 2 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 31 日までの 4 年間を指定管理期間として指定管理者の募集を行うものでございます。

それでは、「茅ヶ崎市勤労市民会館指定管理者募集要項」「業務の基準」「評価表」の順に御説明させていただきます。

まず「茅ヶ崎市勤労市民会館指定管理者募集要項」の 1 ページを御覧ください。

「1 施設の概要」についてですが、本施設の所在地は、茅ヶ崎駅、市役所双方から近い、国道 1 号線に面しました新栄町 13 番 32 号に位置し、敷地面積 541.16 平方メートル延べ床面積 1,656.86 平方メートルで、建物構造は鉄骨造、地上 6 階建てでございます。

施設内容は、定員 12 名から定員 120 名まで大小の会議室、和室等が全部で 9 室ございます。また 2 階は、藤沢公共職業安定所と共同運営しております「茅ヶ崎市ふるさとハローワーク」がございます。なお 5 階は、社団法人茅ヶ崎医師会事務局が平成 31 年 3 月に移転し、そのあとを勤労市民会館として一体的に管理・運用し、市の勤労者支援のための事業に活用するために取得をいたしました。現在、勤労者の福祉向上のため児童クラブの設置をめざしております。

本施設は、平成 7 年 5 月に開設し、開館時間は午前 9 時から午後 10 時、休館日につきましては、毎月第 4 月曜日と 12 月 29 日から 1 月 3 日になっております。

会館の利用者数は、会議室等の利用者、就職対策の講座・技能講座等の参加者を合わせますと 30 年度で年間 8 万 5 千人ほどあり、本施設利用の市民ニーズは非常に高くなっております。

次に「2 指定管理者が行う業務」としましては、「(1) 施設の貸し出しに関する業務」から、2 ページの「(9) 指定管理に伴う業務」までとなっておりますが、この部分につきましては、次の「業務の基準」で説明させていただきます。

「4 指定管理に係る経費等の予定額」ですが、「(1) 指定管理者の収入」は、記載のとおり、本市が支払う指定管理料と利用者が支払う利用料金等が指定管理者の収入となります。「(2) 指定管理料の額について」は、予め 4 年間の債務負担行為を設定し、228,399,000 円を上限として、会計年度ごとに 予算の範囲内で年度協定において定めることとしており、各事業年度における支払限度額は、資料記載のとおりです。また、本市が支払う指

定管理料に含まれる経費は「イ」に記載のとおりですが、「ウ」のとおり、指定管理者は、指定管理業務に要する経費以外に使用することはできません。

3 ページを御覧ください。「(3) 小規模修繕」、「(4) 利用者の実費負担について」、「5 モニタリング・事業評価」につきましては、記載のとおりでございます。

「6 応募資格」につきましては、(1)から(11)のすべての要件を満たしている法人その他の団体となります。

4 ページの「7 募集方法等について」を御覧ください。「(1) 募集期間」は、令和元年7月17日(水)から9月13日(金)まで、申請に対し提出を求める書類は、「(2) 応募書類」に記載のとおりです。

「(3) 募集要項の配布と応募書類の提出」ですが、「① 配布期間」は、「募集期間」と同じ令和元年7月17日(水)から9月13日(金)まで、「② 配布方法」は、雇用労働課窓口及び市ホームページからとなります。「ア 応募書類の提出」は、令和元年9月5日(木)から9月13日(金)までに、雇用労働課窓口に持参していただきます。なお、郵送等による提出はできません。

次に5 ページを御覧願います。「(4) 応募者現地説明会の開催について」ですが、令和元年8月9日(金)に、勤労市民会館で実施する予定です。

「(5) 募集要項等に関する質問」につきましては、令和元年8月13日(火)から21日(水)まで、電子メールでお受けし、質問に対する回答は9月4日(水)までに、全ての団体に電子メールで行い、また、主な質問・回答は、質問された団体名を伏せたうえで、市ホームページ上でも公表いたします。「8 指定管理者の選定について」は、「6 応募資格」を満たしている団体から提出された提案を、「(1) 選定方法」のとおり、選定委員会におきまして、書類審査、面接審査を非公開で実施します。「(2) 選定基準」から「(4) 指定管理者の指定」に関しましては、6 ページに記載のとおりです。なお、「9 応募に際しての留意事項」から9 ページの「15 租税に関する留意事項」につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、「茅ヶ崎市勤労市民会館指定管理者業務の基準」につきまして御説明させていただきます。

茅ヶ崎市勤労市民会館は、「充実感を持って働けるための就労を支援する」ため、市内の中小零細事業所などの勤労者を対象とした会議室などの施設の提供や、職業能力の向上に資する事業、求職者に対する就職活動を支援する事業、労働問題の解決を支援する事業の企画、実施のほか情報提供の拠点施設、市民の交流の場となる施設であり、そうした市民のニーズに応えるよう業務の基準を作成しております。

2 ページを御覧願います。「2 施設の貸し出しに関する業務」についてですが、「(1) 開館時間及び休館日」で、原則として「ア 開館時間」は、午前9時から午後10時、「イ

休館日」は、年末年始及び毎月第4月曜日となります。その他「(2) 貸出対象施設」から3ページの「(5) 施設の利用状況、利用者数などの調査統計に関する業務につきましては御覧のとおりでございます。

次に「3 就職活動支援に関する事業の実施」につきましては、求職者の就職活動を支援する講座やカウンセリング等を、会館2階の「茅ヶ崎市ふるさとハローワーク」をはじめとした関係機関と連携を図りながら、基本的な開催回数、開催日、時間等により実施することを提案することなどを記載しております。「(1) 就職活動支援セミナーの実施」につきましては、若年者、中高年者、女性、障害者、その他求職者を対象とした、実践的な支援となる講座を最低2講座以上、合計12講座以上、1講座は概ね3時間以上として、それぞれの対象に合わせた内容、時間数で、また、月2日以上の定例的な講座に関し、講座内容、時間数を、それぞれ提案いただくこととしております。

4ページの「(2) キャリア・カウンセリングの実施」につきましては、求職者に対し、就職に向けた具体的な助言を行い、就職活動の方向性を導く相談事業の提案について記載しております。相談に応じるキャリアコンサルタントは、養成講座を受講し、能力評価試験に合格した者を条件としております。内容としては、予約制の個別相談業務として「ア」から「ウ」に記載の、予約不要の相談業務として「エ キャリア・カウンセリングコーナー」の設置による実施を求めています。なお、今回、中高年（概ね40歳以上）の個別相談のニーズが高いため、「ウ 中高年（概ね40歳以上）を対象とした予約制の個別相談の実施」を追加しております。「(3) 求職者等に対する情報提供の実施」につきましては資料記載のとおりでございます。「4 労働問題の解決を支援する事業の実施」につきましては、事業主と被雇用者との間で起こる労働問題の解決を支援する事業として「(1) 労働相談の実施」や労働関連法令の知識習得を目的とした事業として「(2) 労働講座の実施」について、基本的な開催回数、料金の徴収などについて記載しております。

5ページに移ります。「5 職業能力の向上等に関する事業の実施」につきましては、職業能力の向上、技能や知識の習得に関して、「(1) 中小企業勤労者」「(2) 市民及び勤労者」をそれぞれ対象とした講座の実施について、必要講座数、内容、時間数の提案するよう求めています。

「6 働く市民の福祉の増進と文化の振興に関する事業の実施」については、資料記載のとおりでございます。

「7 自主事業の実施」については、「3 就職活動の支援」から「6 働く市民の福祉の増進と文化の振興に関する事業の実施」以外に、施設の設置目的につながる利用の促進がより図られる事業を、予め市の承認を受け、自らの費用と責任で行う自主事業の提案について記載したものです。

「8 施設及び設備の維持管理に関する業務」につきましては、指定管理者が、利用者



が安全・安心・快適に館を利用するため、建物などを適切に維持、保守管理をすることについてを記載したものです。なお、2階の「茅ヶ崎市ふるさとハローワーク」及び5階に関しても、一部指定管理者が維持管理を行うものがあり、7ページにおいて、「(8) ふるさとハローワーク（2階）の維持管理について」、「(9) 5階部分の維持管理について」で記載しております。

「(9) 5階部分の維持管理について」に関してですが、現在進めております「児童クラブの設置」がされた場合の、児童クラブが専用で使用する部分及び会館の共有部分それぞれの維持管理費の取扱いについて記載しております。なお、児童クラブは公募により設置を進めておりますが、設置されなかった場合の調整に関しては調整を行う旨の記載を併せてしております。

ここで、誠に申し訳ございませんが、訂正をお願いしたいと考えます。

これは2段落目で、会館の共用部分に係る維持管理業務のうちの所定の経費及び共用部分に関する電気代について、指定管理者が児童クラブの事業者から徴収・収入し、4段落目で、その分を市に返還して下さいとしておりますが、分かりにくく誤解などを招くことが考えられます。そこで、9ページ「11 経費に関する事項」の自動販売機と同様に市が直接徴収する内容に、修正させていただきたいと考えます。

まず2段落2行目の「～電気代について、」以下を、「指定管理料に含まれているため、事業者から市が徴収し、市の収入として処理します。」にとし、次に3段落目を、「なお、所定の経費及び電気代を市が事業者から徴収するために必要な経費額等を、市へ報告するものとする。」に改め、4段落目を削除したいと考えます。

8ページの「9 広報に関する業務」から9ページの「11 経費に関する事項」に関しては、記載のとおりでございますが、「11 経費に関する事項」は、館内に別事業者により設置されます自動販売機に関して記載しております。

「12 その他留意事項」につきましては、記載のとおりでございますが、今回、5階に児童クラブを設置する場合の、休館日の鍵の取扱いに関して追加をしております。

最後に、別紙5「茅ヶ崎市勤労市民会館指定管理者選定審査評価表」につきまして御説明いたします。

各施設共通の評価項目に、「茅ヶ崎市勤労市民会館 業務の基準」で実施を義務付けている事業についての評価項目を、「6 事業の実施について」で9項目追加しています。

なお、各施設共通項目のうち、「5 施設の運営について」の中の共通項目「施設の設置目的に合った自主事業が提示されているか。」につきましては、先に御説明差し上げましたとおり、「業務の基準」の「7 自主事業の実施」として位置付けておりますので、「施設の運営について」とはせず、評価項目の「6 事業の実施について」「(6-4) 自主事業の実施について」として評価することとしました。

次に、書類審査の評価点につきまして御説明いたします。書類審査の評価につきましては、本施設においては就職支援、勤労支援の拠点として位置づけているため、「6 事業の実施」についての評価を重視したいと考えます。すべての項目を個別に評価した場合の評価割合は2割程度となり、事業についての評価を結果に反映することは難しいため、各施設共通項目を一部合わせて評価することとし、事業についての評価割合を3分の1となるよう設定いたしましたものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(藏田委員長)

御説明ありがとうございました。

募集要項及び附属参考資料につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

(手島委員)

指定管理業務の基準のところ、ルール関係のところ、私の専門なので、少し質問とか意見ということで、4ページの部分です。「4. 労働問題の解決を支援する事業の実施」についてですが、ここの中で、隣の3ページの就活と支援に関する事業の実施については、「国、県、市等の関係機関と連携をとりながら」と、事業としては、こちらは非常に多いので、こっちはこういう書き方をしたのかなとは思ったのですが、労働問題のこちらの事業についても、例えば、県の労働センターが、今年度で言えば、特定テーマで3日ほど労働講座をやるのかというのがあるわけですが、4ページの一番下にも労働講座とあって、年に2回という形になっているので、こういうところも県とかとかぶらない、もしくは国だとか市とかかぶらないように注意するという意味で、表現の中で、就職活動支援に関する事業と同じように「国、県、市と連携しながら」というのを入れたほうが、何となく良いのではないかと思ったことが1つあります。

3点あるのですが、2点目としては、「労働相談の実施」ですが、今の指定管理者の労働相談の実施状況を見たところ、第2、第4の土曜日と第3の水曜日の月3日、基準どおりなのですが、そういう曜日の決め方で御相談をしているという状況になります。労働相談については、我々は月曜日から金曜日までの8時半から5時15分までやっているわけなのですが、曜日によっても実は随分特徴があります。だから、そういう意味で、ここに全部指定管理の提案で、相手方に好きな曜日を選ばせたほうが良いのか、それとも、過去の実績をよく分析して、この曜日はやってほしいということで、少し基準に入れてしまうのか、そういうのを調べるという意味で、この後、過去の相談の実績がどんな状況か、教えていただければと思います。

例えば、県の状況ですと、月曜日は相談が多いです。水曜は少ないです。土曜日はやっていないので、そういう意味では、土曜日はやっているのは貴重なかなと思います。労働センターは、本所は、日曜は相談をやっているのです。茅ヶ崎市はやっていないのですが、横浜にある本所は日曜日もやっているのです。土曜というのは貴重なので、やってほしいところを、この日を入れるということも、過去を分析して有効であれば、そういう方法もあるのかなと思ったのが2点目です。

3点目ですが、(2)の労働講座の実施についてですが、記載以下、市民が働くために必要と目される労働関連法令や社会保険等の知識習得となっていて、例示の部分が、労働法令は良いのですが、「社会保険」と例示されているのですが、実際に我々、労働相談をやっていて、年間2,000件くらいの相談を受けているのですが、社会保険、年金の部分でいくと、圧倒的に年金相談が多いのです。そういう実態を踏まえると、例示するのだったら「年金」が良いのかなと思ったりもしました。

以上になります。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

先ほど御指摘がありました中で、まず、表記の内容に関しまして、国、県、市との、3の事業の実施についてと同じような、連携してという表記については、御指摘のとおりだと思いますので、加えさせていただければと思います。

それから、曜日を指定するという事について、今、どのくらいの件数かというのは、担当から回答させていただいた上で、指定したほうがより具体的にわかりやすいということであれば、そういう形で提案していただくことを考えてみたいと思います。

それから、3点目の社会保険という例示よりも、年金というのが実際に相談のほうで多いのでという御指摘に関して、こちらは、社会保険関係法令や年金等もというような、もしくは、社会保険・年金というような形で、年金という言葉をつけ加えさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(手島委員)

社労士の方もいらっしゃっているのです、いかがでしょうか。

(小山委員)

3点目については、若干異論があります。関係法令では、労働保険、社会保険という2つを並び立たせて表現をしておりますから、社会保険の中の中心が健康保険なのか、あるいは年金なのか、それは議論を要するところですので、その他へまとめて表現するには「社会保険」だろうと私は思います。確かに「年金」という言葉のほうが、一市民に対する伝

わり方は「年金」のほうがぴんとくるのかなと思う気持ちは十分あるのですが、年金を主体とした話よりも、健康保険も含めた社会保険全般という意味であれば、「社会保険」ではないのかと考えます。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

そうしますと、社会保険という言葉も取るのではなくて、「社会保険」という言葉はこのまま入れたほうが良いということですね。

(小山委員)

もしそうであれば、「社会保険」の次に括弧して年金・健康保険等でしょうね。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

「社会保険(年金・健康保険)」というような例示であれば、より具体的にわかやすいということでございますね。

(小山委員)

そうですね。

(事務局) (雇用労働課 多田課長補佐)

労働相談の実績につきましてお答えいたします。

平成30年度の実績になりますが、第2、第4土曜日と第3水曜日の1時から3時でやらせていただいております、年間で72枠ございますが、男女別ですと45名の相談を受け付けております。

先ほど手島委員から御指摘いただいたのですが、内訳の情報を指定管理者からもらっていない状況で、実際、土曜日のほうが実績として多いのか否かというところがわかりかねるという状況ですので、こちらにつきましては、至急確認をいたしまして、土曜日もしくは日曜日という検討、提案もできるかなというところもありますので、そこについてはもう一度、曜日を指定するべきか否かというところは、担当課としては検討させていただこうと思っております。ありがとうございました。

(小山委員)

これは、私自身もここで労働相談を担当した経験がありますので、そういった意味で若干補足させていただきます。

たしか会場が1階の会議室か何かでやっているかと思えます。1階ではありますけれど

も、建物の一番奥まった場所ですので、一般のお客様が、通りのお客様に声をかけて、「労働相談を今やっていますからいかがですか」という形でのものでは全くないと思います。あくまでも茅ヶ崎広報で何月何日、社会保険労務士が労働相談等を承りますということに対する予約という形でなさっていますよね。である限りは、曜日を第2、第4の土曜日、そして、中間の水曜日という決まったパターンでやっておりますから、その日に予約があるのかないのかによって、相談員がいるのかいないのかということになるので、日によってとか、曜日によってとかいう違いは、幾ら実情を調べてもわからないですよ。当然、その日しかやっていませんし、その相談にいらっしゃるお客様というのは、予約を原則としてやっておりましたし、その日、ちょうど奥でやっているから相談しに行きますという環境ではないということを考えれば、何曜日が適当なのかどうかというのは、必ずしも現状ではわからないですよ。

(事務局) (雇用労働課 多田課長補佐)

そうですね。今、お示ししている基準の中には、特に曜日を指定していない状況で、毎月3日以上の実施という形にさせていただいているので、具体的に休日を入れたもので私たちからあらかじめ規定をすべきか否かというところは一旦検討させていただこうかなと思っております。

(小山委員)

それが良いでしょう。

(事務局) (雇用労働課 多田課長補佐)

休日の予約状況と、平日の午後の予約状況とを比較検討させていただこうと思っております。ありがとうございます。

(藏田委員長)

その時間に予約して来ることのできる人という、要はターゲットが絞られて、適切な曜日がどうかということだと思うので、逆に言えば、県の御相談曜日の中で、例えば、お休みも当然業種によって違いますので、とかというようなことも素人的には思うので、まず、御教示いただいて、市のほうが特に力を入れていこうとする属性の方が来やすい日にちとか曜日とかというのを、意図的に、ある面では政策的にピン止めしておくというのは、1つの方法かなという気がします。そこは、色々御教示いただければと思います。

(山本副委員長)

今、ここの中に一部記載されていますが、実際に児童クラブが入る確率はかなり高いと思いますね。今、募集要項と評価の基準の中には、そこに関して、そことの良好な関係をとるところのものが何も記載がありません。今運営していただいているところはそういうものが一切なく運営していますが、あの階がまるまる児童クラブになると、結局、その中にお子さんたちがかなりの人数入ってきます。それも小学1・2・3年生のお子さんたちが入ってきて、同じ施設を使うという中で、児童クラブの先生の中でもその事業者にある程度、そういう意味で同じ施設の階を違うところで使うことでの気遣いというところを求めることが出てくると思います。同じように、この指定管理をしていただく方にも、今まではずっと大人の方だけが来ている、勤労者だけが来ているところで、その管理さえすればよかったです。階は違っても同じ建物なので、エレベーターや入り口やらで顔を合わせることがすごく増えてくると思うので、今と全く同じ管理をしていくというのは難しいと思います。ですから、その点の配慮というものを求める項目をつくる、あるいは要項の中にその辺の配慮をしていただくということを求めることを加えないと、今までと同じことの施設の運営についてということで、同じ観点だけではというと、実際、そこまで配慮しなければいけないのですかということになってしまうと思います。一応それがかなり確実視されているのであれば、入った場合には、その点についてどの様に考えるかというそのあたりのビジョンについて御提案もしていただく必要が出てくるのかなと思います。特に児童クラブでは、エレベーターや個室の中に大人の方と1・2年生の子どもと一緒に乗るわけですね。ですから、何かあったらという親御さんの危惧があると思うのです。そのあたりの危惧はあるので、そのあたりをちゃんと配慮した上での運営をしていただけるかどうかというのはすごく大きな問題点になってくると思うので、その辺を少し加えていただきたいなと思います。

(小山委員)

そもそも児童クラブというのは、どのようなことをやる場所でしょうか。

(山本副委員長)

小学校の特に1・2・3年生対象にしているのですが、学校が終わってから、放課後、保護者がお勤めをしている方のお家などで、お子さんたちが学校が終わってから、児童クラブに行って、学校を終わった時間から親御さんたちが迎えに来るまでの間、そこで宿題をするなど色々なことをして過ごすという場所ですね。

基本的には放課後ですが、それだけではなくて、夏休み、冬休み、春休み、長期休暇の場合は、親御さんが結局朝から仕事に行っていますから、朝から長い時間そこで過ごすということが出てくるのですね。基本的に小学1・2・3年生ですが、それ以外にも4年生

から6年生まで、希望があつて、枠が空いていれば、それ以外にそれ以上の高学年のお子さんを受け入れます。小さなエレベーターの中で、大人の方と、知らない方と一緒に乗るということがありますし、階は違えども同じ施設の中という中でのその辺の配慮というのは、普通は必要だと思います。

(小山委員)

いわゆる勤労市民会館という性格、あの建物を少し見知っている人間については、児童クラブが5階に入るといふのは若干違和感がありますが、そういうことは関係なく、あそこがちょうど空いたから、どこかを入れるという感覚なのではないでしょうか。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

勤労市民会館の5階部分はもともと医師会がありまして、その後でどういう利活用をするかということを検討いたしました。その中で、働く女性の方とかが、これから働くという中で、勤労者の福祉の向上につながる児童クラブを設置することが今回良いのではないかと、あそこに児童クラブを設置しようということになりました。むろん、様々な施設に対しての考え方はありましたが、最終的には勤労者の福祉の向上につながりますし、女性の働き方につながるということで、あの場所については、ちょうど学区的に梅田・茅ヶ崎小学校区の児童クラブのニーズがあるということも相まって、あの施設が適当ではないかとなりました。

(小山委員)

わかりました。そういうプロセスを経ての結果ということですね。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

御指摘あつたように、保育課におきまして、あのところに入る児童クラブについての募集を別途してございます。児童クラブが入つた場合について、今、御指摘の点に関して、こちらの運営の基準というところが多分1つポイントになると思いますので、8番の施設及び設備の維持管理に関する業務のところ、9で維持管理についてという中に入れ込むか、もしくは、その中で、今御指摘の児童クラブが設置された場合については、施設の維持管理等においてどのような配慮をした運営をしてくださいというような趣旨の内容を入れてはどうかというのが1つあるのですが、そのような形ではいかがでしょうか。

(山本副委員長)

そういう形でも結構ですので、児童クラブが入つたときのどういうふうに行きま

すよという姿勢を見せていただくことがとても重要じゃないかなと思います。何か事故があつてからでは困ると思います。

(藏田委員長)

そこに関連して、経費、電気代とか、共用部分の経費とか、もろもろの按分の部分がいまいち明確になっていないような気がするのですが、基準の8-(9)のところ、上限額が16.67%となっており、これは多分フロアの階数で割っているのだと思うんですが、これは、提案する側からすると、どの様に捉えたら良いのでしょうか。

これは、指定管理料の幾らでやりますよという金額にもはね返ってくる場所ではありますよね。ここは、いわゆる2階部分及び5階部分の電気代、清掃、警備、その他、水光熱費全般ですよね。その辺はどんなふうな、誰が負担することになっていて、それはどういう基準で支払う、もしくは負担することになるのでしょうか。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

今御指摘がありましたように、施設の維持管理経費、それから、共用部分の、現在、共用部分については、全体として指定管理者のほうで管理をしてございます。その分の当該面積、16.67%の所定の割合について、指定管理者が負担をするということで御提案いただくようになると思います。

これは、ここの中に入っていました医師会館のときと基本的には同じで、5階を使用される方がその部分は負担しますのでということで、共用部分は、その面積に応じた部分を事業者が負担します。それから、建物全体は指定管理者で経費を負担します。

(藏田委員長)

経費を負担しますね。その分については、16.67%を上限として、ここに入れば、そこからそれを上限としてもらいますよと書いてあるわけですね。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

すいません、口頭で申しあげましたので、そこがわかりづらいというところがありましたので、「もらいますよ」というのではなくて、これは既に指定管理料の中に含まれて計算しております。そうですので、実際に事業者が使った分に関しては、その負担分については直接市のほうに納入していただくという形に直させていただこうと思います。まさしく、今、委員長おっしゃったように、ここがわかりづらいのではないかかというのが改めてありました。9番のこの表現ですと、一度、事業者の方がもしも入られた場合は、指定管理者のほうに払って、それを市のほうにまた出してくださいと。これは、もともとの



今こちらに関係されている指定管理料の中に、5階部分を含めた、共有部分を含めた指定管理料として既に予算額を見込んでおりますので、その部分が重複するといけませんので、「返してください」と当初表現をしたのですけれども、それですと、わかりづらいので、5階の共用部分と、電気料に関しては、市に直接納付していただくような形で訂正させていただきます。

(山本副委員長)

実際の電気代の支払いは、この勤労会館の指定管理者の口座から支払われるという形で考えてよろしいですか。5階部分に児童クラブが実際に入った場合は、そのの部分に関しては、児童クラブの方は、市に直接払って、市から指定管理者に払われるのか、どういう形でしょうか。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

すみません。まず、5階部分も、今御指摘があったように、新しく事業者が入る専用部分と、残りの部分、共用部分とがあります。今御指摘があったのは主に共用の部分になるのですが、全体は指定管理者が払います。その全体を払われる部分については、市で指定管理料として見込んで、この予算の中に盛り込んでいます。そうしますと、実際に、児童クラブ事業者が生じた場合は、御自分たちが使った分が出てきますので、それは、本来、事業者が負担していただくべきものですので、それは、もう既に市が先に指定管理料として払っていますので、実費分については市で改めて徴収させていただいております。自動販売機の電気料も同じでして、指定管理料の中に盛り込んでおりますので、それはあらかじめ指定管理者が払っている電気料の中に入っていますので、自動販売機の電気料については、市が別途請求をさせていただいて、市で負担をさせていただいておりますので、同じ形をとりたいと思っています。それが「市に返してください」と言うわかりづらいので、その形を直させていただきますと思いました。

(山本副委員長)

指定管理料の中には、全部の館の分の電気代が含まれているのですか

(事務局) (飯田雇用労働課長)

共用部分については入っています。

(山本副委員長)

今回の計算の中には。あと、個別の5階の部分に関しては、5階は5階で、別計算で電

気代が請求されるのでということですね。なので、共用部分は、要は勤労市民会館の指定管理を受ける方の指定管理料に共用を含めて全部のものが管理料の算定基礎の中に入っているということでしょうか。分ける必要がなく入っているので、その分を入れているから、そのまま払ってくださいという形と考えてよろしいですか。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

さようございます。

(藏田委員長)

第3パラの「ただし」の文章もいらぬのですね。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

3の「ただし」のところを直しまして、そこを市が請求するに当たってのデータの根拠というのが必要ですので、それを指定管理者から市の経費額について、算定に必要な数字を市に出してくださいという内容を第3段落目置きかえたいと思います。

(藏田委員長)

第2段落目はもともと変わる。第2、第4が変わって、直接市が収受するとなる。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

そうです。第2、第4は、市が直接既に指定管理料として払っていますので、その分は市が請求しますという表現に直し、第3段落目は削除して、それにある部分の資料を出してくださいというような内容に直させていただこうと思います。

(藏田委員長)

現状、モニタリングの報告書を拝見すると、施設の管理運営という意味においては、それなりの実績も含めて良好な管理運営をしていただいているようにお見受けするのですが、今回の公募に当たって、特に、さらに何か求めるものはありますか。もしくは、市の労働環境は目まぐるしく変わっていますので、その中で、特に重点を置いて取り組んでもらいたい運営上の課題、もしくは提供いただくサービスの内容みたいなどのポイントがあればですし、そういうことが書いてありますか。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

御説明の中で少し触れさせていただいたのですが、募集要項の3ページ、4ページ辺り

になります。3ページをご覧いただければと思うのですが、基準の3ページの(1)の下  
のところに、「労働相談の状況を勘案し」ということで、対象となる御提案をいただき  
たいという記載の中で、昨今言われています「障害者」という内容を一文入れさせてい  
たいて提案をしていただきたいというのを出させていただきました。4ページの頭でござ  
います。今回、前回に比して足したものは1つそちらになります。

(藏田委員長)

それは、評価票の中ではどこに当たりますか。これだと、仕様の中にこういう基準とし  
て、こういうものも対象としてプログラムを提案してくださいというような位置づけの見  
え方をしているというふうにお見受けしてしまして、それ以外はほとんど問題がないとい  
うことなのか、立地条件も含めて、さらにもう一段階上のものを目指して取り組んでもら  
いたいと思うのか、もしくは、市の労働政策の中で、特に取り組んでもらいたい分野があ  
るのか、そこら辺の課題なり、取り組んでもらうべき重点事項というようなものはありま  
すか。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

御指摘の、今回、特出しをしたこういう事業というような書き方はしてございませ  
んの、御指摘あったように、事業自体は順調に進んでおりますので、それをベースにして、  
それぞれの内容をより高めていただけるような提案がいただければと思います。その中の  
1つが、今申し上げた障害者、それから、今回、6番のところでは自主事業という位置づけ  
を明確に出させていただきましたので、前は施設利用というところに入れたものを、勤  
労市民会館の目的に合った性格とか、目的に向けた利用者の方につながるような自主事業  
がどのような御提案をしていただけるのかというようなところではありましたので、6番の  
(4)というところで自主事業を指した部分はございます。

(山本副委員長)

今のお話の中で、業務の基準の3ページのところに、今までの中にはなかった障害者を  
加えたということで、障害者についての講座をぜひやってほしいという思いだと思  
うのですが、評価表を見る限りは、そこがどこでも読み取れないので、それを載せたか載  
せないかということで評価できる基準がどこにも表れていないのですね。ですので、  
それを評価票に反映しないと、ぜひそこを出してほしいと所管課は思っている  
けれども、資料をつくって出す事業者としては、その部分が評価されるのか、され  
ないのか、評価票ではわからないので、私たちもそこで評価ができないので、私  
たち自身が評価する欄がなければ、それを出してきても出してこなくても、点数の  
差がつけられないので、そのあたりもう少し評価票

のつくり方を工夫していただけないかと思います。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

6番の1のところでしょうか。

(山本副委員長)

「属性」という言葉になります。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

そちらの属性に即した講座が企画できているかというところで、今、委員御指摘の、例えば、障害者の講座を提案して、評価されるかされないかということであれば、障害者ということで最低2講座を出してくださいというように今回出していますから、それが入っているか、入っていないかというのは、ここで評価をしていただくのが1つあると思います。特にここだけの特出しして評価というところまでではなくて、この項目を足しただけで、対象者の属性に即した講座、女性、中高年、若年者というのと同じように、2講座以上提案をしてほしいというところに障害者を出ささせていただきましたので、そこの中に入っているかないか、その入った内容がどういうものかということも含めて、評価をしていただけないかなというのは、私どもで考えたところです。

(藏田委員長)

市として必要なサービス、こういう就職活動支援をしてほしいということが、ワン・オブ・ゼムで、幾つかある中の1つとしてこういうものを加えてくださいという程度のものであれば、逆に言えば、評価項目に入れる必要もないと思います。そういう意味では大きな問題だとすれば、それはちゃんとわかるように評価表にも入れるとしないと、埋もれてしまって、書いてあっても、書いてなくても評価されないという状況になってしまいます。逆に言えば、今回の事業者にはしっかりと、これまでのものを含めてやる前提で、さらに、これは特にやってもらいたいのだというのは、ちゃんとその意味で、そういう理解であればちゃんと書かないといけないのではないかと思います。今のところ、そういうものが他に見当たらないので、そういうものがないと、ただ単に維持管理をとにかく効率的にしてもらえば良いのだとある意味では捉えられてしまうかもしれません。そうすると本来の公共的なのとか、社会的な広がりをもたなければならないこの館の役割を十分に発揮できないということになると思います。その点は、どれぐらいの課題感なのでしょう。課題が大きいと捉えているのであれば、そこを埋もれないようにしなければいけないし、他の仕様書をちゃんと満たしてもらおう上での最低条件で、さらに魅力的なものを積極的なもの

を、極端なことを言えば、自主事業を障害者絡みのものをガッと広げてもらうようなことも含めて、ダブルで評価しても良いぐらいの意味があるのだったら、そのような見せ方もあるかもしれませんし、その課題感がどこまで捉えられているのかわからないので、それを整理していただいて、それが重要であれば、そのようにわかるようにしていただく必要があると思います。

(事務局) (飯田雇用労働課長)

捉え方が足りなくてすいません。そこまで出すものかどうかというのは検討させていただければと思います。項目としては、この項目は足したいというのはございました。ただ、それを評価項目として特出しをして、他のところまで出すかということ、今回はそこまでのことは考えておりませんでしたので、現行のこの枠の中にきちんとこの項目を基準としては出して、それを意識してやってもらいたいというところがございます。

(藏田委員長)

そういうスタンスということであれば、もう一つ補足をしていただきたいと思います。多分、どの講座も魅力的であり、ニーズに沿った提案をしていただくと考えています。今の評価表、仕様基準に基づくと、多分どれも評価できないのです。全てすばらしいということになると思います。市として、もしくはこの館が持つ、当然広がり、対象者があるわけで、それが何なのかということの具体的なファクトというか、属性だとか、内容だとかというものは示していただかないと、どれもすばらしいものになってしまうので、少なくとも、現状がどうなっているか、その中の課題なり重点なりというものがどこに着目をすべきなのかというのは、少なくとも発注者側で示しておかないと、提案者側は自分の得意なものを提案してしまいますので、その点ははっきりしておかれたほうが良いと思います。逆に言うと、評価する側も、どれも魅力的なので、全て甲乙つけがたいということになると、適切な事業者を選べないと思うので、ある分野とか、ある対象とか、相談なのか、セミナーなのか、何なのかというところを、市の労働政策の中で特にどの様な方向感でやっていくことが望まれているのか、この4年間をどう過ごすのかというところを整理していただく必要があると思いますので、その点も含めて御検討いただきたいと思います。

修正点を少し整理します。最初に手島委員から御指摘いただいた3点については、書きぶりも含めて修正をいただくということでよろしかったかと思います。あとは、5階部分のところの修正については、口頭で御説明いただいた概要で修正いただければと思います。

あと、最後の評価項目を含めて、重点を置くべきところを書くかどうか。書くとするれば、それを含めて評価項目にも反映させるような形での修正を御検討いただくという御意見だったと思います。その形での修正を御検討いただいて、それを含めての募集要項をお認め

いただくということでもよろしいでしょうか。

### 【異議なしの声】

(藏田委員長)

では、以上で募集要項の審議事項を終えさせていただきたいと思います。  
事務局のほうから何かございますでしょうか。

(事務局) (行政改革推進室 大橋主任)

今後のスケジュールにつきましては、募集要項に記載のとおり、令和元年7月17日より、公募を開始いたします。

なお、本日、委員の皆様方からいただきました御指摘につきましては、資料に反映させた上、事務決裁を経て公募を開始いたしますのでよろしくお願いたします。

また、本日御審議いただきました茅ヶ崎市立中海岸保育園に関する次回の本委員会につきましては、10月に開催を予定しており、公募型プロポーザルに係る書類及び面接審査を行っていただきます。なお、応募者が4者以上であった場合には、2回委員会を開催させていただくこととし、1回目は書類審査のみを行う委員会を開催し、その評価点の高かった上位3者について、2回目の委員会で面接審査を実施させていただこうかと考えております。今後の本委員会の詳細につきましては、後日開催通知にて御案内させていただきます。本日御持参いただいている共通資料については次回も御持参いただきますようお願いいたします。

(藏田委員長)

他に何かございますか。ないようでしたら、以上を持ちまして、議題3を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 小山 道昭